



みんなが安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

北九州市地域福祉活動第7次計画(2026~2030)



ごあいさつ



～北九州市地域福祉活動

第7次計画策定にあたり～

私たちが暮らす北九州市では、少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、社会環境が大きく変化しています。加えて、生活困窮や孤独・孤立、8050問題、子どもや若者をめぐる課題など、福祉ニーズは複雑化・多様化しており、従来の制度や分野ごとの対応のみでは十分に対応しきれないという課題も顕在化しています。

このような中、私たちは「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」という基本理念のもと、地域住民が主体となって参加できる地域づくりを進めるとともに、誰も取り残さない支え合いのしくみを充実させ、さらに多様な主体が力を合わせる“オール北九州”の取組みへと発展させていく必要があります。この考えのもとに策定した本計画は、2040年を見据え、校(地)区社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO、企業、行政などが連携し、地域のつながりを基盤とした包括的な支援体制の充実に向けた取組みを着実に進めていくものです。

また、行政計画である地域福祉計画と相互に連携し、その実現を民間の立場から推進します。さらに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、持続可能で包摂的な地域社会の実現を目指してまいります。

地域福祉は、特定の人や団体だけが担うものではありません。一人ひとりが地域の一員として「我が事」として関わり、それぞれのできることを持ち寄ることで、支え合いの力はより確かなものとなります。本計画が、市民の皆様にとって身近な行動の指針となり、地域共生社会の実現につながることを心より願っております。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました総合企画委員会の皆様をはじめ、日頃より本会の活動にご理解とご協力を賜っております市民の皆様、関係機関・団体の皆様に心より御礼申し上げます。今後とも、皆様とともに本計画の実現に向けて取り組んでまいります。

令和8年3月

社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会

会 長 小 林 一 彦

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉とは	2
3 計画の位置付け	3

第2章 地域福祉の現状と課題

1 北九州市の現状と課題	7
2 国の動向	13
3 前計画における主な重点事業の成果と課題	16

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念	30
2 基本目標	30
3 取組みの基本方針	31
北九州市地域福祉活動第7次計画体系図	32
4 体系図の関連イメージ	33

第4章 基本項目と取組み内容

● 基本項目と取組み内容について	34
● 基本目標Ⅰ みんなが参加できる地域づくり	35
● 基本目標Ⅱ 誰も取り残さない地域づくり	41
● 基本目標Ⅲ オール北九州で取り組む地域づくり	47

第5章 計画の実現のために

1 計画の進行管理	53
2 計画の評価と考え方	53

参考資料	56
------	----

用語説明集	58
-------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、近年の少子高齢化や人口減少に加え、ライフスタイルの変化などにより、地域・家庭・職場などの身近な支え合いの基盤が脆弱化しています。その結果、地域において、生活困窮や8050問題のような複雑・多様化した課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯が顕在化しています。こうした状況に対し、国は従来の制度や分野ごとの『縦割り』支援では対応が困難となっている状況を踏まえ、社会福祉法の改正などを通じ、市町村に対し包括的かつ重層的な支援体制の整備を求め、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進しています。

北九州市社会福祉協議会（以下、市社協）では、計画的に地域福祉を推進するために、平成6年度から「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を基本理念とする「地域福祉活動計画」を策定し、地域住民や社会福祉の関係者が互いに協力して、地域の実情に応じた地域福祉課題の解決と、支え合いのしくみづくりを進めてきました。

本計画では、福祉の大きな転換期を迎える2040年を見据え、地域住民を主体として、校(地)区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの地域団体、NPO・ボランティア団体のほか、社会福祉法人や企業、様々な分野の関係機関などが協働して、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の実現を目指します。また、行政計画である北九州市地域福祉計画の実現を支援するという責務と使命を果たすために、行政計画との整合性を図るとともに持続可能な開発目標（SDGs）の実現を目指します。

北九州市地域福祉活動計画の推移

期	計画名称	計画期間
第一次	北九州市地域福祉活動計画～ふれあいネットワークプラン21～	平成6～11年度
第二次	新・北九州市地域福祉活動計画～100万人のふれあいプラン!!～	平成12～17年度
第三次	北九州市地域福祉活動計画第三次計画～市民発!ふくしプラン～	平成18～22年度
第四次	北九州市地域福祉活動第四次計画～住民ふくしの元気プラン2011～2015～	平成23～27年度
第五次	北九州市地域福祉活動第五次計画～住民ふくしの元気プラン2016～2020～	平成28～令和2年度
第六次	北九州市地域福祉活動第六次計画～地域共生!きたきゅうプラン～	令和3～7年度

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

2 地域福祉とは

私たちが暮らす地域には、子どもから高齢者まで、また障害のある人や外国籍の人など様々な人が暮らしています。地域との関わり方はそれぞれ異なりますが、誰もが地域を生活の拠点としています。一人ひとりが地域で共に暮らし、関わり合う中で、みんなが安心して自分らしく幸せに生活できる地域社会が求められています。

「地域福祉」とは、一人ひとりが年齢や障害のあるなし、取り巻く環境に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、みんなで支え合い・助け合うしくみや活動を指します。端的に言えば、「地域でお互いを支え合い、誰も取り残さない暮らしを目指す」活動のことです。

「社会福祉法」においても、地域住民、社会福祉関係者などが相互に協力して、地域福祉の推進に努めることと定められています。支援を必要とする人たちが地域社会の一員として日常生活を営み、様々な活動に参加する機会を得ることが出来るよう、地域福祉を推進することの重要性が法に明記されたことは、これからの社会福祉の方向性を改めて示すものと言えます。

市社協は地域のみなさんとともに支援を必要とする人たちを見守り、支え合う「ふれあいネットワーク活動」（小地域福祉活動）や、在宅高齢者の移動をボランティアが支援する「シルバーひまわりサービス」をはじめとするボランティア・市民活動などを推進してきました。また、地域福祉の人材の育成や参加促進においては、年長者研修大学校の運営を担ってきたほか、大学生との協働による小・中学生対象のふくしの出前授業の実施や、SNSを活用した情報発信により、子どもから高齢者まで幅広い世代への広報・啓発に取り組んできました。

さらに、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や終活相談事業、生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業などに取り組み、個々の福祉課題の解決を目指してきました。加えて、災害ボランティアセンター設置・運営訓練や災害ボランティア養成講座の開催など、震災や風水害などの近年多発している災害に備えるための防災・減災の体制づくりも進めてきました。

「地域福祉」は社会福祉協議会だけで実践できるものではありません。包括的な支援体制の構築や社会福祉施設の地域における公益的な取組など、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設、行政などの関係機関・団体が協働し、連携していくことが必要です。

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

3 計画の位置付け

1 計画の性格

(1) 福祉課題解決のための多様な主体による行動計画

地域に暮らす人々が直面する様々な課題を解決するために、住民や地域関係団体が将来の見通しを持って計画的に活動するための行動計画です。

(2) 住民に身近な小地域を原点とした、住民主体の実践となる計画

住民に最も身近な小地域と、そこに住む人たちの「生活」を支えることを活動の原点とする計画です。

※本計画では、小地域とは北九州市にある155の校(地)区社協の活動区域を指します。

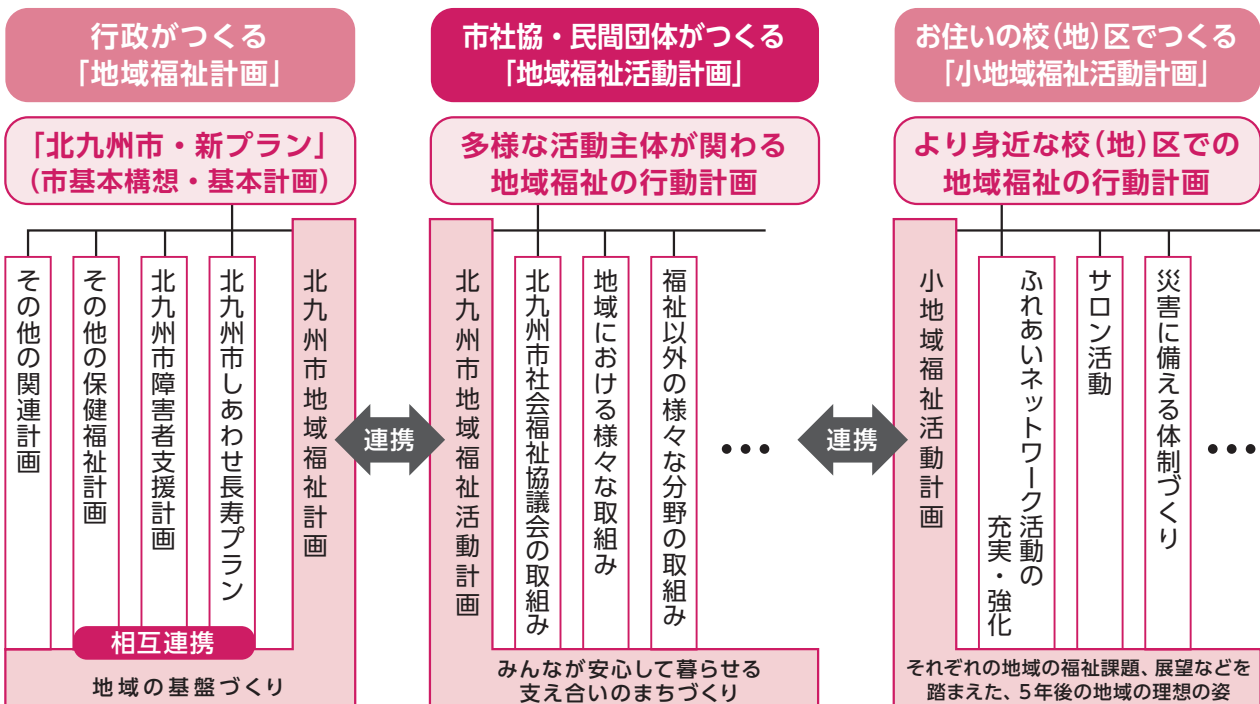
(3) 社会福祉協議会の活動指針となる計画

社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な団体としての方針を明らかにする性格を有した計画です。

(4) 行政計画（地域福祉計画など）と連携して推進する計画

住民や関係団体の行動計画であるとともに、地域福祉計画をはじめとする行政計画を民間の立場から協働して促進するための計画です。

北九州市における「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」・「小地域福祉活動計画」の関係性



※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

2 計画の期間

2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5カ年間とし、計画期間中に、地域を取り巻く状況などに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の推進主体

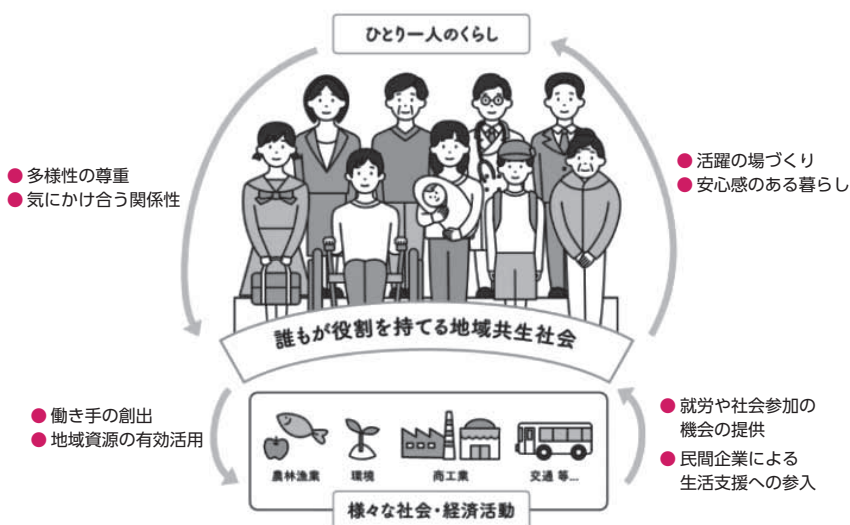
市社協が中心となって、地域住民の主体的な参加のもと、構成団体をはじめ地域福祉に関係する機関・団体と協働しながらこの計画を進めます。

Topic

地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

少子高齢化や人口減少などの社会状況の変化による支え合いの基盤の脆弱化とともに、複合的な課題を抱え包括的支援や分野をまたがる総合的なサービス提供の支援を必要とする個人や世帯が増えてきた中、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された、地域を基盤とする包括的支援の強化や地域課題の解決力の強化などをはじめとした、「地域共生社会」の実現のための様々な取り組みが行われています。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

Topic

SDGsの先進都市 北九州市

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年の国連サミットで採択された世界の開発目標です。「誰一人取り残さない」よりよい社会をつくるために途上国も先進国も一緒になって、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030年までの17のゴールと169のターゲットで構成されています。

本市は1960年代に工業都市として発展する一方で大気汚染などの深刻な公害が発生しました。この状況に対し市民や企業、行政などが一体で取り組んできた歴史があります。こうした様々な取組みが評価され2018年に国から「SDG s 未来都市」として選定され、「北九州市SDGs未来都市計画」を策定し、地域課題の解決に向けた活動を行う市民団体への支援や研究などの様々な取組みを進めています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※ロゴ：国連広報センター作成

本計画でも、「貧困をなくそう」や「すべての人に健康と福祉を」といった目標達成にむけて、地域住民が普段の暮らしの中でできることや様々な団体・機関と連携した取組みを実施していくこととしています。

◆ 地域福祉活動計画と関連する主な目標 ◆

目標1 貧困をなくそう

1 貧困をなくそう



世界中の貧困をなくし、すべての人が安心して生活できる社会を目指す目標です。本計画では、生活に困っている人を支える相談窓口を整え、食料の支援や仕事など「自立」につながるサポートなどを行います。また、見守り活動や地域でのつながりづくりを進め孤独や孤立を防ぎます。

目標3 すべての人に健康と福祉を

3 すべての人に健康と福祉を



すべての人が健康で元気に暮らせるように、医療や福祉を充実させる目標です。本計画では、高齢者や障害のある人、子どもなどが安心して暮らせるように、健康教室や介護予防の活動を行います。また、地域住民が社会福祉施設などと協力して、身近に支え合える地域づくりを進めます。

目標4 質の高い教育をみんなに

4 質の高い教育をみんなに



だれもが平等に、質の高い教育を受けられるようにする目標です。本計画では、子どもの学習支援や放課後の居場所づくりを進め、子どもの学びを支援します。地域の人たちが講師になったり学び合ったりして、子どもから高齢者まで世代を超えて一緒に学べる地域を目指します。

目標10 人や国の不平等をなくそう

10 人や国の不平等をなくそう



年齢や性別、障害のあるなし、国籍や宗教、出自などに関係なく、すべての人が平等に暮らせる社会を目指す目標です。本計画では、様々な人が地域の一員として安心して暮らせるように交流を深めます。そのためにもお互いの理解を深め、みんなが認め合い、差別のない地域をつくります。

目標11 住み続けられるまちづくりを

11 住み続けられるまちづくりを



誰もが安心して住み続けられる、安全でやさしいまちをつくる目標です。本計画では、地域の人自分が自分のまちに誇りをもってまちづくりに参加できるようにしくみづくりの話し合いを多様な関係機関・団体と進めます。また、災害に強いまちを目指し、日頃からの防災活動や復興にむけた支援を行います。

目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

17 パートナーシップで目標を達成しよう



国や地域、企業、団体、そして市民一人ひとりが協力し合い、SDGsの目標を達成するためのしくみをつくることを目指す目標です。本計画では、地域住民を中心に校(地)区社協や自治会、民生委員・児童委員、NPO、学校、企業、行政など、多様な主体が協働し、地域の課題を一緒に解決していく体制を強めていきます。地域のつながりを広げ、知恵や資源を共有しながら、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域づくりを進めます。

第2章 地域福祉の現状と課題

1 北九州市の現状と課題

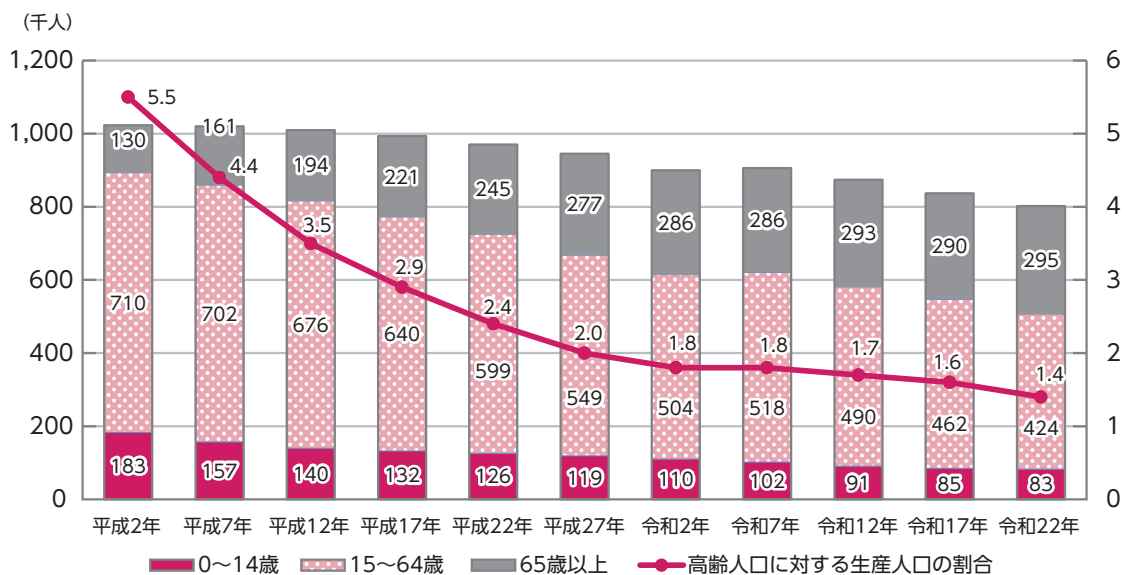
1 少子高齢化・人口減少社会

我が国では、少子高齢化が急速に進んでおり、それに伴って人口も減少しています。こうした変化は、暮らしや福祉のしくみに大きな影響を与えることが懸念されています。

特に本市は、政令指定都市の中でも高齢化が進んでおり、令和7年9月現在の高齢化率は31.6%と最も高くなっています。また、人口は昭和54年の約106万人をピークに、年々減少しています。将来の見通しでは、令和22(2040)年には、総人口約80万人のうち約29万人が高齢者となり、高齢化率は36.8%に達すると見込まれています。地域全体で支え合う力がこれまで以上に求められる状況になると考えられます。

図表1からは、高齢者の人数は2040年ごろまで増える一方で、地域を支える中心となる働く世代の人数が大きく減っていくことが分かります。その結果、高齢者一人を支える働く世代の人数は年々少なくなり、家族や地域、福祉サービスを担う人材が不足していくことが危惧されます。

【図表1】 年齢3区分の人口推移と高齢人口に対する生産人口の割合（北九州市）



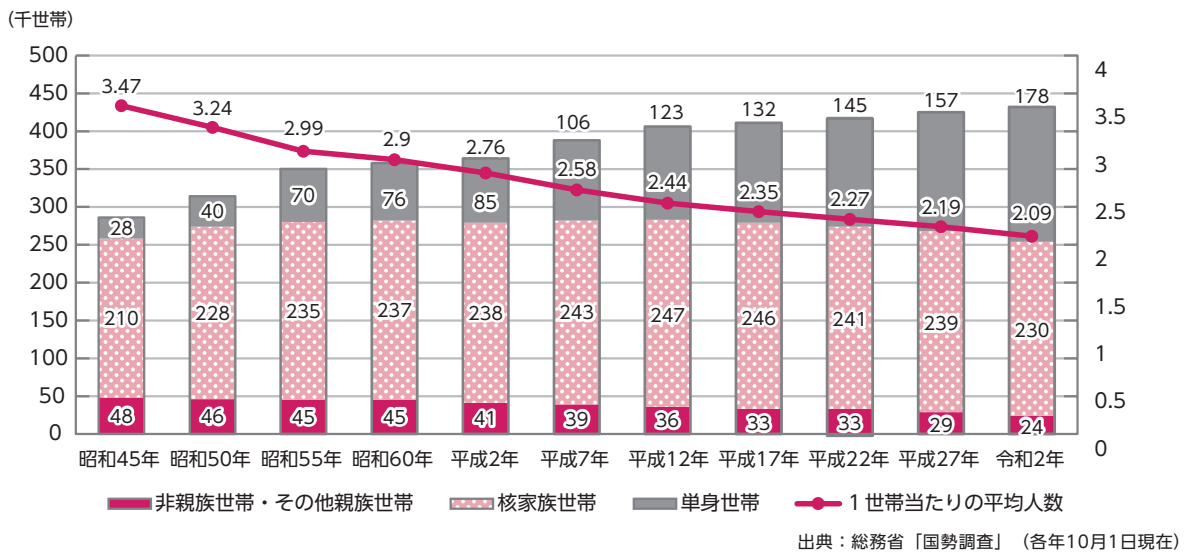
出典：令和2年までは総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）、
令和7年は住民基本台帳（令和7年9月30日現在）
令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

2 つながりづくり

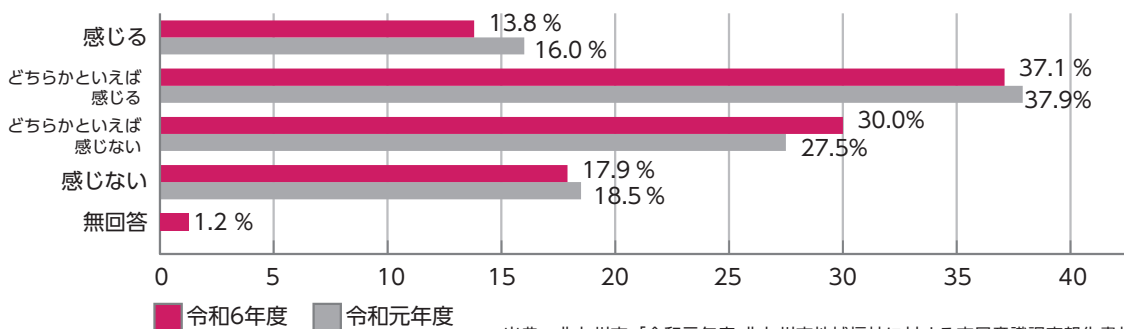
少子高齢化の更なる進行や、就学・就労に伴う転出、個人の価値観の多様化などにより、本市でも単身世帯が増加し、令和2年度における1世帯当たりの平均人数は2.09人となっています（図表2）。さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延は働き方や人との距離感に変化をもたらしました。このような社会構造の変化により、直近では人と人とのつながりが希薄になっています（図表3）。その結果、独りぼっちを感じる「孤独」を抱える人や、誰とも交流がほとんどない「孤立」の状態に陥る人が顕在化し、現代の社会問題となっています。

孤独・孤立に至る背景や、当事者が置かれる状況は多岐にわたります。状況などに応じた多様なアプローチや取組みによって、人と人、人と地域がつながる地域づくりを進め、誰ひとり取り残さない社会を目指して行く必要があります。

【図表2】 世帯数の推移（北九州市）



【図表3】 住んでいる地域で近所の人同士の「つながり」や「支え合い」を感じるか



※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

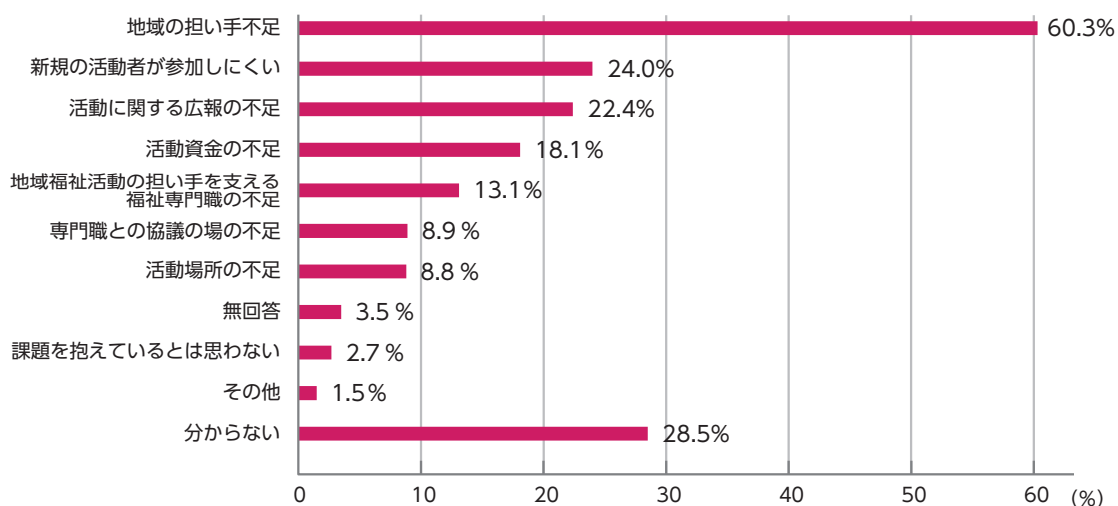
3 地域福祉活動の担い手・福祉人材の確保

本市の高齢者施策を総合的に推進する「北九州市しあわせ長寿プラン」によると、令和4年度末の時点で、本市の65歳以上人口に占める認知症高齢者数は約42,000人と推計されており、高齢者の約7人に1人に相当します。また、要介護認定率も全国平均を上回っており、今後も要介護認定者数は緩やかに増加を続け、令和17（2035）年ごろに約73,000人でピークを迎えると推計が示されています。さらに、障害のある人に係る施策の総合的な推進や障害福祉サービス等の提供体制の確保について定めた「北九州市障害者支援計画」によると、令和4年度末における本市の障害のある人の人数は、76,769人（障害者手帳所持者数の合計で重複含む）であり、本市人口の約12人に1人に相当します。

誰もがいきいきと暮らすことができる地域づくりを進めていくためには、地域住民の相互理解や地域での見守り・支え合いだけでなく、福祉サービスの提供が必要です。一方で、既存の地域福祉活動の担い手の減少やサービスを提供する福祉施設の人材不足が危惧されています。実際、令和6年度に実施された「北九州市地域福祉に関する意識調査」では、地域活動が抱えている課題として、地域の担い手不足をはじめ、人材の育成・確保に関する項目が多く挙げられており、住民も同様の課題を感じていることが分かります（図表4）。

今後、地域福祉活動の担い手や福祉人材を育成・確保していくことが喫緊の課題です。そのためには、地域住民に当事者意識を持ってもらい、行動へつなげることや、仕事や家事・育児などの合間でも参加できる活動情報の提供などの効果的な広報・啓発の取組みが求められます。さらに、多くの地域住民が地域福祉活動に積極的に参加できるような環境整備も必要です。

【図表4】 地域活動が抱えている問題について



出典：北九州市 「令和6年度 北九州市地域福祉に関する市民意識調査報告書」

4 福祉ニーズの複雑化・多様化

困りごとを抱え、支援を必要とするのは、高齢者や障害のある人に限られるものではありません。例えば子どもに関しては、本市の子ども総合センターに寄せられる児童虐待通告件数と対応件数が、年々増加しています（図表5）。この背景には、通告制度の定着や市民の意識の高まりにより、早い段階で相談や通告が行われるようになってきたことも影響していると考えられます。しかしながら、児童虐待は子どもの成長に深刻な影響を及ぼす課題であり、地域全体で気づき、早期に支援につなげていくことが引き続き重要です。

また、令和3年度末に実施された「生活状況に関する実態調査（ひきこもり等実態調査）」では、約12,400人が広義の引きこもり状態にあると推計されました。このような困りごとには、本人の成育歴だけでなく周囲の環境などの多様な要因が重なっている場合が多くみられます。8050問題や生活困窮など、世帯全体の課題が明らかになるケースもあり、一人ひとりの状況に応じて、分野を超えた関係機関の連携・協働する包括的な相談・支援体制が必要となっています。

そのためには、困りごとが深刻化する前に、身近な地域で変化に気付くことが大切です。地域で多世代が交流できる場づくりや、地域を巻き込んだ「子ども食堂（地域食堂）」などの取組みは孤立を防ぎ、困りごとを抱える人を早期に支援につなげる役割を果たしており、今後もこうした活動の継続と支援が重要です。

【図表5】 児童虐待通告件数と相談対応（種別）件数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待通告件数	2,593件	2,576件	2,955件	3,061件
児童相談対応件数	2,363件	2,515件	2,855件	2,977件
（身体的虐待）	524件	504件	598件	705件
（性的虐待）	18件	32件	30件	40件
（心理的虐待）	1,548件	1,592件	1,872件	1,821件
（ネグレクト）	273件	387件	355件	411件

出典：令和3年度は北九州市 「令和5年度北九州市子どもを虐待から守る条例に基づく年次報告書」
令和4年度以降は北九州市 「令和6年度北九州市子どもを虐待から守る条例に基づく年次報告書」

5 災害時の福祉支援体制

近年、全国各地で異常気象に伴う集中豪雨や、台風の巨大化による風水害が頻発し、その被害も甚大化しています。これまで比較的災害が少ないと思われていた本市においても、平成30年7月には豪雨による人的被害が発生し、令和7年8月豪雨災害では、がけ崩れや浸水などの水害が市内全域で135件も発生しました。また、今後も本市に大きな被害を与える恐れのある災害として、プレート境界周辺で起こる南海トラフ地震や小倉東断層や福智山断層などの活断層による地震が想定されています（図表6）。

今後は、より一層「自らの命は自らで守る」という地域住民の「自助」意識を育み、一人ひとりが災害に備えることが重要です。また、昨今は行政による「公助」だけでなく、地域住民が互いに助け合う「共助」が重要視されています。日頃の地域づくりを通じて支援が必要な人を把握し、有事を想定した声掛けや避難場所までの誘導などの避難支援体制のしくみづくりを促進し、災害に強い地域コミュニティの構築を進めます。

【図表6】 北九州市で想定されている地震（活断層による地震）



平成24年の福岡県の調査によると、より大きな被害が予想される小倉東断層による地震が発生した場合、震度6弱（一部6強）の揺れ、死者429人、建物全壊6,172棟、建物半壊4,404棟が想定されています。

出典：北九州市HP 北九州市で想定されている地震や備えについて

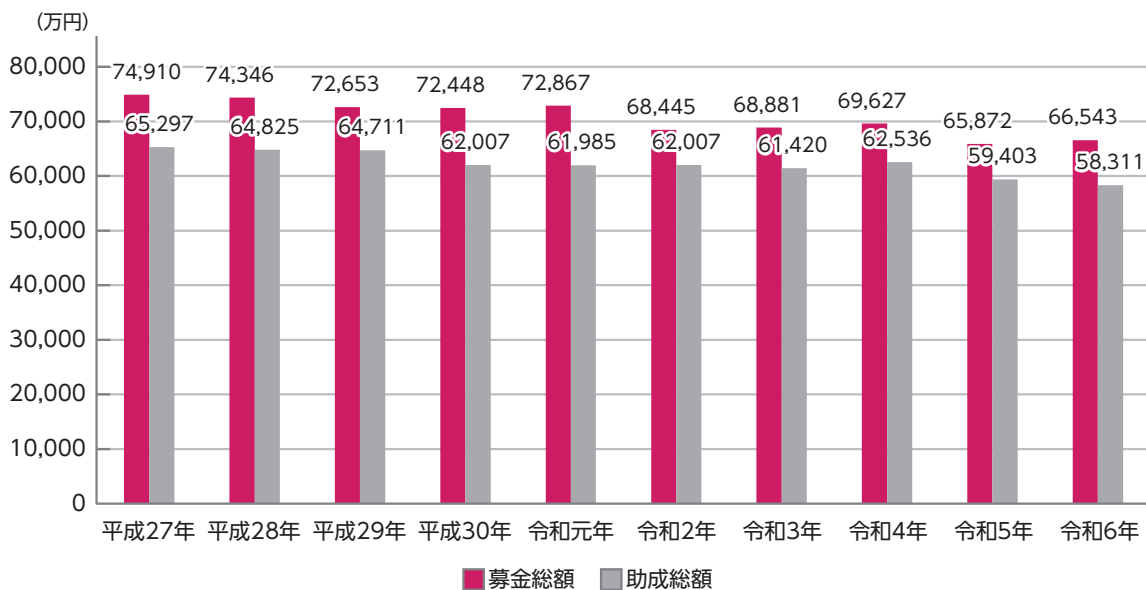
6 活動財源の確保

最近の円安の進行や、ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢の影響による物価高騰、さらには人件費上昇などの社会経済の変化は、福祉団体や施設などの活動継続にも影響を及ぼしています。

一方で、様々な福祉団体などの大きな活動財源として活用されてきた赤い羽根共同募金についても、福岡県内の募金実績額が年々減少し、各種事業への助成額の減少が続いています（図表7）。

今後も安定的で持続可能な地域福祉活動を展開していくためには、財源の確保に向けた住民や企業の理解と賛同を得る手段を検討するとともに、限られた資源を効率的に活用するための組織体制の見直しが必要です。

【図表7】 福岡県赤い羽根共同募金 募金総額と助成総額の推移



出典：募金総額は赤い羽根共同募金 統計データ（募金編）「歴年統計（募金）」募金実績（募金方法別）
助成総額は赤い羽根共同募金 統計データ（助成編）「歴年統計（助成）」内訳表（都道府県別）

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

2 国の動向

1 重層的支援体制整備事業の創設

社会福祉法の改正により、令和3年4月に重層的支援体制整備事業が創設されました。市町村全体の支援機関・地域の関係者が困りごとを断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、包括的な支援体制の構築を目指します。

2 「障害者差別解消法」の改正

令和3年5月に改正された「障害者差別解消法」が令和6年4月から施行されました。従来は努力義務であった、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、この改正により義務化されました。

3 孤独・孤立対策

孤独・孤立に関する多様な支援組織間の連携及び官民連携を促進することで、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に継続して対応することを目的として、令和4年2月に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」が設置されました。また、令和6年4月に孤独・孤立対策推進法が施行されたことを契機として、孤独・孤立についての理解・意識を社会全体で高め、対策を進める機運を醸成していくため、毎年5月を強化月間として集中的な取組みが呼びかけられています。

4 「女性支援新法」の制定

令和4年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月に施行されました。生活困窮、身体的・精神的DV、ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害などの様々な背景や困難を抱える女性が適切な支援を受けられるように、都道府県に対して「女性支援センター」の設置などの支援体制の構築が義務づけられました。また、市町村は様々な支援の実施主体として、関係機関や民間団体などと連携・協力した包括的な支援体制を整備するよう求めています。

5 「こども基本法」の制定

令和4年6月に成立した「こども基本法」が、こども家庭庁の創設と同時に令和5年4月から施行されました。本法には、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、6つの基本理念が定められました。また、それに基づく「こども施策」策定・実施を国及び地方公共団体の責務とし、事業主に対しては仕事と家庭の両立などの雇用環境の整備、国民に対してはこども施策への関心と理解を深める努力義務などが定められています。

6 「児童福祉法」の改正

令和4年6月に改正された「児童福祉法」が令和6年4月から施行され、子育て世帯への包括的な支援体制を強化するために、市町村に対し、こども家庭センターの設置の努力義務化などが定められました。

また、令和7年4月にも保育人材の確保などに関する体制の整備や、虐待を受けた児童などへの対応強化を図る改正が行われ、令和7年10月以降に順次施行されています。

7 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休業などによる収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯を対象に「緊急小口資金等の特例貸付」が行われました（令和2年3月～令和4年9月）。令和5年1月から償還が始まりましたが、貸付を利用した滞納世帯のうち、積極的に支援を求めてこない世帯に対し、架電や訪問などによるアウトリーチを通じた相談支援を行い、償還免除などの制度・サービスへつなげたり、生活困窮者自立相談支援事業などと連携し、対象者の自立に結び付けるためのフォローアップ業務が行われています。

8 「認知症基本法」の制定

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策に関し、基本理念や基本となる事項などを定め、国・地方公共団体が施策を策定・実施する責務があることが示されました。

また、国民も認知症に関する正しい知識や理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めることも示されています。

9 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の拡充に向けた動き

令和7年5月に「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめが公表されました。内容としては、身寄りのない高齢者など、経済的な理由により民間事業者によるサービスを受けられない人については、新たな事業として、現行の日常生活自立支援事業で行っている金銭管理や見守りに加えて、入院や入所などの円滑な手続き支援、死後の事務支援などを第二種社会福祉事業として法的に位置づける社会福祉法の改正が検討されています。

10 民法改正に伴う成年後見制度の見直しに向けた動き

令和7年6月に中間試案が取りまとめられました。主な内容は、利用者の意思をより尊重する制度とするために、終了時期を定められるようにする「終了規定の創設」、「成年後見人の交代を容易にする規定」、「被後見人の自己決定を尊重する原則の徹底」などが盛り込まれ、2026年の民法改正に向けて検討されています。

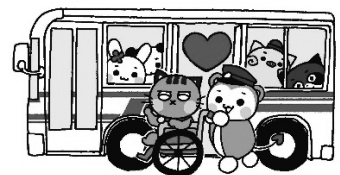
Topic

合理的な配慮の提供とは

合理的配慮とは、障害のある人から配慮を求められた場合、過度な負担とならない範囲で、社会的障壁（障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁（バリア）になるようなものを指します）を取り除くための必要かつ適切な現状の変更または調整を行うことです。障害のある人から配慮の申し出があった場合、市や事業者は、その内容や障害の状況に応じて対応することが必要です。特別扱いではなく、障害のある人もない人も平等な状況を整えることが目的です。

【相談の例】

- ・聴覚障害ある人から自動車学校に対し、学科教習を受ける際に手話通訳者を配置してほしいと相談。話し合いの結果、すべての学科教習に手話通訳者を配置することはできないが、学科教習時はタブレット端末を用い、障害者支援アプリ（音声を変換するアプリ）を使用することを認める対応をしました。



出典：北九州市 令和7年1月「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例（通称：障害者差別解消条例）」リーフレット
※例は北九州市 障害を理由とする差別に関する相談事例等の提供より

3 前計画における主な重点事業の成果と課題

1 成果と課題

「北九州市地域福祉活動第六次計画 地域共生！きたきゅうプラン 2021～2025」（令和3年度～令和7年度）では、3つの基本目標と14の基本項目に沿って地域福祉を推進しました。

（※実施回数などは、特別の記載がない限り令和3年度～令和6年度の回数より算出）

基本目標 I

福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう
～見守りのしくみの充実～

基本項目1 福祉の心を広げよう

地域住民一人ひとりに、福祉への関心を持っていただくため、既存の広報活動に加え、SNS（LINE、Instagram、Youtubeなど）を活用し、年齢を問わず情報を手にしやすい環境づくりに努めました。また市社協のマスコットキャラクター「プチボザウルス」を活用し、LINEスタンプの販売や戸畑リハビリテーション病院及び北九州市立大学生と「プチボ体操」を共同制作しました。



ふれあいフェスタ2025にて
来場者とプチボ体操

課題として、整備した環境をより多くの人に活用していただき、福祉に関する情報を届けることが必要です。そのために共感を呼びやすい内容やターゲット層を明確にした情報発信を行い、SNSの登録を働きかけます。さらに、障害のある人をはじめ、情報取得や参加が難しい人に配慮した情報提供が必要です。

基本項目2 福祉を学び、福祉の仲間を育もう

既存のウェルクラブ活動の充実のほか、施設や企業、北九州市立大学との「ふくし教育プログラム」の協働開発・実施や、コロナ禍で中止していた「夏ボランティア体験学習」の再開を通じ、次世代を担う子ども



小学校での「ふくしの出前授業」

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

もたちの福祉の心を育む学びや体験の機会を提供しました。

また、現役世代などへは福祉への関心を高めるために出前講演を実施したり、10万人を達成した認知症サポーター養成講座など各種講座・研修を通じての学びの機会を提供しました。

さらに、年長者研修大学校では、主体的に地域活動を担ってもらえるような地域福祉・ボランティアに特化した年間コースの開設や、クラブや同好会、ボランティアグループの活動を支援し、高齢者の生きがいや社会参加の促進を図りました。

課題として、研修受講者などが、その後の地域福祉活動につながりにくい現状があるため、他団体や事業とのネットワーク・連携強化を進め、活動参加の機会を広げることで、新たな地域の担い手としてつなげるしくみづくりが必要です。

基本項目3 見守る力を高めよう

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ふれあいネットワーク活動の見守り活動にも制限がかかりましたが、各地域では手紙や電話を活用するなど創意工夫しながら非接触での安否確認を実施しました。また、市社協からICT（LINEやZoomなどのWebツール）の活用を提案したり、民生委員・児童委員活動にタブレット端末を導入したりするなど、地域づくりの基盤となるこれらの活動が停滞しないように努めました。



民生委員へタブレット端末の操作説明

課題として、福祉協力員や民生委員・児童委員などの活動の担い手不足が挙げられます。これらの解消に向けて、広報・啓発活動の拡充、関係機関・団体との連携に加え、近隣住民や地元企業の理解・協力を得ながら、一人に負担が偏らない活動体制のしくみづくりが急務となっています。

基本項目4 困りごとを受け止める場をつくろう

地域住民同士のつながりや、困りごとを気軽に話せる場として校(地)区社協を中心に運営されているサロンに対して、助成金や活動の手引きの作成などによる運営支援に取り組みました。令和3年度当初はコロナ禍などのため、休会による減少もありましたが、令和6年度末時点で、129校(地)区で500カ所のサロンが



社会福祉施設でのサロン活動

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

設置・運営されています。

さらに特別養護老人ホームやグループホームなどの介護事業所（令和4年度から新たに住宅型有料老人ホームが追加）のサービス利用者に対しては、事業所に介護サービス相談員を派遣して、利用者の権利擁護を支援するとともに、困りごとや相談を受け止め、事業所とともに問題の改善やサービスの質的向上を図っています。

課題として、一部のサロンでは「支える側」「支えられる側」に分かれてしまい、支える側の負担が大きくなっているという現状があります。参加する人が「自分たちのサロン（居場所）」であるとの意識を持ち、「支える側」「支えられる側」の垣根をなくし、お互いにできることを出し合える関係性をつくる働きかけが必要です。

また、新たな居場所として注目されている子ども食堂（地域食堂）を支援するために「子どもの居場所づくり応援基金」を設置し、寄付の受け入れと運営資金の助成を行っています。子ども食堂（地域食堂）の数は年々増え続けており、持続可能な基金運用のためには、助成方法や金額の見直しが課題となっています。

基本目標 Ⅱ

住民、関係機関・団体のネットワークで困りごとを話し合おう ～話し合いのしくみの充実～

基本項目 1 困りごとを話し合う場をつくろう

見守り活動などで把握した困りごとの解決に向けた話し合いの場（連絡調整会議）では、地域住民だけでなく、専門職や行政も参画する地域が増え、身近な地域での包括的支援体制の構築や、それぞれの参加者が持つ専門性や資源などを活かした、特色のある地域福祉活動が創出されています。

課題として、顔の見える関係性はつくれても、解決に向けた話し合いをするという会議の意義が形骸化されている地域もあります。

また、複雑・多様化する地域の困りごとも増えてきており、より専門性の高い話題が出てくるようになりました。今後は専門職や行政との連携がますます重要となってきています。



コロナ禍でも対策し、話し合い活動を継続

基本項目 2 住民・関係機関・団体でつながろう

令和元年に市社協と各種別社会福祉施設協議会が「地域における公益的な取組」の協定を締結しました。以降、双方の取組みに対しての理解が進み、サロン活動やウェルクラブ活動、小地域福祉活動計画の策定委員会などへの参画が増加し、専門的な助言や活動へのサポートを得やすくなりました。また企業の社会貢献活動を支援するセミナーの開催や、様々な企業による社会貢献活動の情報発信を行いました。



施設の持つマイクロバスを活用した
買い物送迎の実施

課題として、複雑・多様化する地域の困りごとに対応するために、福祉分野に加え、医療、教育などの福祉分野以外の団体・機関とのネットワークづくり・情報共有のしくみが必要です。しかし、社会福祉施設においては慢性的な人材不足やコロナ禍以降強まった感染症へのリスク警戒のため、継続的な連携・協働が難しい状況が続いています。

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

基本項目3 困りごとを解決するしくみをつくろう

校(地)区社協が中心となって、住民や地域団体・関係機関などに呼びかけて策定する小地域福祉活動計画を推進するため、策定支援ツールの作成や、助成金の見直しなどを行いました。その結果、計画の策定校(地)区は令和3年度末の59校(地)区から、令和6年度末には137校(地)区へと大幅に増加しました。

課題として、今後も福祉に限らず多様な関係機関・団体が小地域福祉活動計画の取組みに参画できるよう働きかけを行う必要があります。また、策定した計画を多くの地域住民に知ってもらうための広報・啓発の実施や、効果的な取組みを実践することで地域住民からの理解・賛同を得られるような働きかけが必要です。



各地域で特色ある計画書が策定

基本項目4 未来に向けた活動を考えよう (調査・研究・提言)

持続可能な地域づくりを進めるために、令和3年に実施した福祉協力員意識調査や、毎年行っているボランティアグループ実態調査のほか、総合企画委員会で関係機関・団体と協議し、持続可能な活動に向けた企画・提言を行ってきました。また、NPO法人抱樸が中心となって進めている「希望のまちプロジェクト」へ参画し、住民や地域団体との信頼関係の構築や各種団体との連携・協働による推進など、他団体・機関が中心となって行っている取組みにも積極的に参画しました。

さらに、将来の担い手となる若い世代が“ふくし”に触れ、楽しく活動に関わるきっかけづくりとして、高校生向けのふくし講座を大学生と企画・実施しました。今後も、若い世代のアイデアも取り入れながら、共に新たな活動を生み出す機会を創出するとともに、様々な人が主体的に地域福祉活動に参画できるようにしくみづくりに取り組んでいきます。



「希望のまち」建設予定地でのカフェの開催

基本目標 Ⅲ

一人ひとりの困りごとを助け合おう～助け合いのしくみの充実～

基本項目 1 生活の困りごとを助け合おう

見守り活動などで把握した様々な困りごとに対応するためには、公的なサービスに加え、地域住民による助け合い活動が必要です。令和6年度のふれあいネットワーク活動では、福祉協力員やニーズ対応員が日常簡易な困りごとに対し、延べ739,641件の助け合い活動を行いました。



無理なくできる範囲での助け合い活動

また、市社協では「シルバーひまわりサービス」や「腕自慢おまかせサービス」などの市民参加による助け合い活動のしくみがあります。さらに、生活上の困りごとと活動の担い手をマッチングさせる地域生活支援相談員を配置し、地域住民の助け合い活動のしくみも整備しています。前者は高齢者のちょっとした困りごとの解決や外出・社会参加の促進、後者は地域コミュニティの醸成を図りながら、ボランティアのすそ野を広げています。

課題として、今後も困りごとは増えていくことが見込まれるのに対し、活動者の高齢化・人材不足により助け合い活動が難しくなる地域も出てきています。担い手の確保・育成に加え、地域と専門職の連携強化により、地域での解決が難しい課題でも受け止め、つないで対応できるような包括的な相談体制づくりを進めていきます。

基本項目 2 ボランティア・市民活動を進めよう

年代を問わずに多様な人が携われるしくみや、学び・体験の機会を提供するために、研修・講座のテーマを広げ、ワークショップの手法を取り入れるなど、楽しく学び合い活動につながる機会を提供しました。また、ボランティア登録や情報発信のデジタル化を進めることで、SNSを活用して現役世代のボランティア活動の輪が拡大したほか、企業や大学生に実行委員として参画してもらい、知って学んで楽しめる啓発イベントを実施しました。

引き続き、誰もがボランティア活動をすることができ、誰も排除されない共生社会の実現に向けて、すでに地域で活躍している人材や、今後活躍が期待される多様な人材に目を向けて積極的に交流を図り、お互いの特性・強みを活かすことができる協働のあり方を模索していくことが求められます。

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

基本項目3 安心な暮らしを守ろう（権利擁護）

認知症や知的・精神障害などにより判断能力が不十分な人の金銭管理支援や定期訪問による見守りなどを行う「地域福祉権利擁護事業」を実施しています。また、施設入所契約など法律的な課題を抱えるケースなどは「成年後見事業」へ移行して、継続的な支援を行える体制を整え、対象者の権利擁護の推進に取り組みました。



サロンの場を活用した終活に関する出前講座

また、令和2年度から実施している終活相談事業では、令和4年度から相談回数を拡充し、毎月テーマを変えた専門相談を始めました。令和7年度には終活に関する総合相談窓口である「終活あんしんセンター」を開設し、終活の様々な悩みを抱える人への相談を受け止める体制を構築しました。

さらに、地域住民に対し、「出前講演」を通じた権利擁護支援や、エンディングノートを活用した「自分らしい終活」の広報・啓発を行ったほか、市民後見人養成研修を通じた新たな権利擁護の担い手の確保に努めました。

課題として、身寄りのない高齢者や障害のある人の増加が見込まれる中、受任体制を維持・強化するために必要な専門職の人手不足が懸念されています。また、市民後見人については、養成を進めているものの、支援内容が複雑で専門的な対応が必要でないケースにおいても選任されにくい現状があります。

そのため、受任体制の強化や関係機関と連携した市民後見人の活動支援の強化などが必要です。また、地域住民に権利擁護や終活について、さらに理解を広げるためにも、法制度や専門用語などをわかりやすく伝える工夫を検討していきます。

基本項目4 社会参加・自立をすすめよう

一人ひとりの社会参加・自立を妨げる要因は様々あります。高齢者に対しては、市内50カ所の市民センターで介護予防運動などを行う高齢者地域交流通所事業や、介護保険施設でボランティア活動をする介護支援ボランティア事業を通じ、社会参加や生きがいづくりを推進しています。

課題としては、コロナ禍の影響による活動の停滞が続いています。はじめの一步を踏み出すための支援とやりがいをもって活動を継続できるような支援を進めていく必要があります。

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

また、コロナ禍により生活基盤の困りごとを抱えた人向けの生活福祉資金特例貸付が令和2年に開始されました。令和4年9月末の貸付終了までに約42,800件、165億円に上る貸付を実施し、令和6年度から滞納者などへフォローアップも行っていきます。

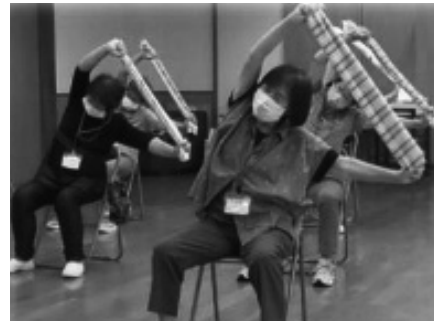
さらに、令和7年度から重層的支援体制整備事業が市域全体で始まりました。様々な困りごとを抱えた人への個別支援とその人が住む地域の体制づくりを、行政を中心に関係機関・団体が一体となって、包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。

課題として、専門性を持ちながら地域づくりを促進できる人材の育成や、多様な関係機関との連携の強化が必要です。

基本項目5 災害時に備えよう

全国各地で自然災害が頻発し、被害も甚大化するなかで、防災・減災の取組みとして、地域ではふれあいネットワークを基盤とし、地域団体や社会福祉施設と連携した避難訓練を行っており、地域住民も多く参加しました。また、災害ボランティア養成講座や災害ボランティアセンター設置・運営訓練を毎年実施しました。さらに、市社協と災害時相互協力協定を締結した団体との連絡会議などを実施し、災害ボランティア活動の環境整備や、関係機関・団体との連携強化にも取り組みました。

今後も、地域においては、高齢者や障害のある人、病気やケガで移動が困難な人など特別な配慮の必要な人の情報収集を行う一方で、その方法や個人情報適切な取り扱いについて、当事者などを巻き込みながら検討を図る必要があります。災害ボランティアや災害ボランティアセンターの運営を担う人材育成を進めるとともに、平時からのボランティア・市民活動への関心を高める広報・啓発にも注力していきます。



通所事業のプログラム（タオル体操）



令和7年8月豪雨災害における若松区での災害ボランティア

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

基本項目6 活動のための財源をつくろう

持続可能な地域福祉活動を展開していくためには、安定した財源の確保が不可欠です。財源となる賛助会費や寄付金、補助金をいただくためには、市民や企業、行政から地域福祉活動に対する理解と賛同を得る必要があります。そこで、日頃の地域福祉活動や事業の実績について広く知ってもらうために、チラシのほか、SNSを活用して情報発信を行いました。

また、ふれあいネットワーク活動や、行政からの委託事業を適切に実施し、市民や行政からの評価を得ることで、市民からの会費や寄付金、共同募金と行政からの補助金や委託金の確保に努めました。

今後も、地域福祉活動を安定的かつ継続的に進めるための財源確保に向けて、市社協では「中期経営計画」を基に組織の改編や効率化を図ります。さらに、市民や行政からのニーズに対応した活動や事業を行うことで、理解や賛同をいただけるよう、さらなる地域福祉活動の見える化と積極的な広報・啓発を進めます。

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

小地域福祉活動計画の策定・推進

小地域福祉活動計画とは、校(地)区社協が中心となり、住民や地域団体・関係機関等に呼びかけて策定する、校(地)区の地域福祉活動に関する中期(5カ年)の計画です。将来のまちの姿を描き、地域の福祉課題や資源も見つけながら、みんなで話し合っ計画を策定・推進しています。(令和6年度現在、市内137校(地)区が策定・推進)

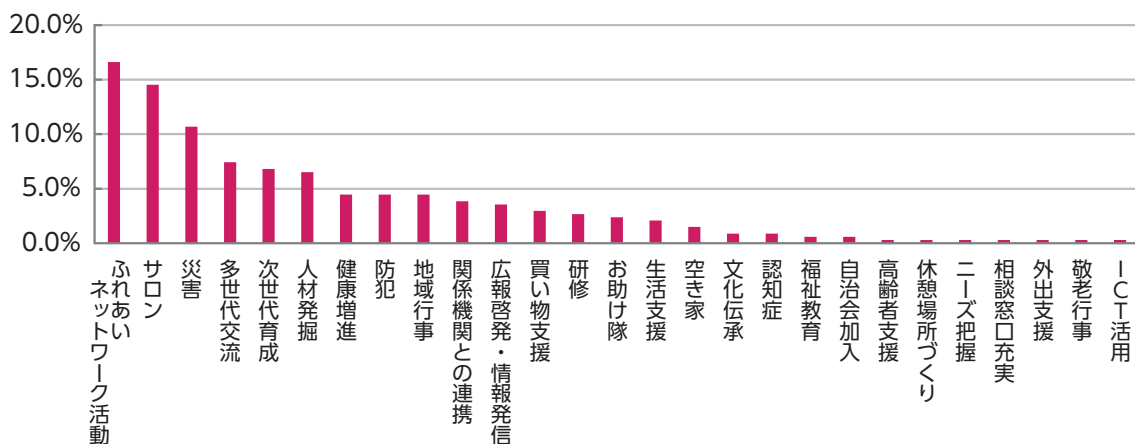
主な取組み(重点実施項目)としては、ふれあいネットワーク活動の充実・強化(再構築)が最も多く、サロン活動や災害に備える体制づくりが続きます。市街地の校(地)区では、ふれあいネットワーク活動の充実や次世代育成への取組み、郊外の校(地)区では買い物支援や空き家対策・活用、門司区や小倉南区では過去の水害への対応として災害に備える体制づくりが多く、地域ごとの課題に即した計画が見られます。

本計画では、155全ての校(地)区で計画を策定し、区社協職員(コミュニティソーシャルワーカーなど)が校(地)区社協とともに計画の進捗を定期的に点検し、成果や課題を共有しながら住民が「やりたい活動」を実現できるよう支援します。

また、第2次、第3次計画の策定を迎える校(地)区も含め、地域資源を最大限に活用し、社会福祉施設やNPO、企業、学校関係、当事者団体、医療関係などと役割分担して持続可能な協働体制が築けるようコーディネートし、地域力を高める福祉のまちづくりを進めます。

なお、国は、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進のために第2層協議体(生活支援体制整備事業)の設置を進めています。本市においては、多様な主体が参画し、地域の課題解決のための取組みを創出する小地域福祉活動計画の策定・推進を国が示す第2層協議体の役割として位置づけています。

主な取組み(重点実施項目)の割合 (令和6年度まで137校(地)区)



※下線部は巻末(P58~)に説明があります。

地域の“つながり”を育む拠点 — ウェルとばた

ウェルとばたとは、北九州市立福祉会館と北九州市立戸畑市民会館の総称で、福祉の向上と福祉活動の活性化を目的とした複合拠点施設です。

主な機能として、福祉会館棟は福祉に関する相談窓口が設置されており、生活上の不安や課題を抱える人の相談・支援を行っています。また、市民会館棟はホールや会議室などがあり、地域団体やボランティアが集い、活動する場として活用されています。

ウェルとばたが担うのは、単なる施設運営だけでなく福祉と文化の融合を目指した“つなぎ役”です。イベントを通じた福祉情報の提供や映画上映会といった福祉情報の発信、音楽イベントなどを通じた人と人とが穏やかにつながる機会を設けます。

また、地域食堂を通じ子どもと子育て家庭を支える取組みの支援や、行政や学校と連携した学生がプロデュースする若者の居場所づくり、障害のある人や高齢者の芸術文化活動への参加や発表の場を提供し、自立と社会参加を促進しています。



問合せ ウェルとばた管理課 TEL 871-7200 ・ FAX 871-7211

北九州市立年長者研修大学校（周望学舎・穴生学舎）と北九州穴生ドーム

年長者研修大学校は、高齢者の生涯学習と社会参加を促進する機能を活かし、生きがいや健康づくりだけでなく、進化するデジタル社会と多様なライフスタイルに対応した多彩な年間コースを開設し、シニア世代の活力を地域活性化に繋げています。

北九州穴生ドーム（全天候型ドーム式多目的グラウンド）では、生涯スポーツのテニスをはじめ、障害のあるなしに関わらず誰もが楽しむことができるニュースポーツの普及啓発により、子どもから高齢者までの健康増進並びに心身の健全な発達・育成及びコミュニケーションの促進を図っています。



北九州市立年長者
研修大学校のHP

問合せ 年長者研修大学校 周望学舎 TEL 591-2626 ・ FAX 591-2629
 年長者研修大学校 穴生学舎 TEL 645-6688 ・ FAX 645-6661
 北九州穴生ドーム TEL 645-6691 ・ FAX 645-6661

2 前計画における主な評価指標のまとめ

No.	定量指標	目標設定時 (R1)	第六次計画中の推移		最終年度 の目標
			R3	R6	
基本目標Ⅰ	福祉に関する 研修・講演の受講者数 (各種研修、出前講演、認知 症サポーター養成講座)	14,259人	5,480人	10,628人	15,500人
	ウェルクラブ活動の参加者数	1,393人	788人	1,887人	増加
	夏ボランティア体験学習の 参加者数	2,124人	R2より 中止	24人 (19組)	
	福祉協力員の人数	63世帯に1人 (6,830人)	73世帯に1人 (6,652人)	78世帯に1人 (6,203人)	50世帯に 1人の配置
	サロン開設数	417ヶ所	395ヶ所	500ヶ所	増加
	118 校(地)区		129 校(地)区		
基本目標Ⅱ	連絡調整会議を月1回または 2か月に1回定期的に開催する 校(地)区社協数	130 校(地)区	127 校(地)区	126 校(地)区	155校(地)区 社協での実施
	社会福祉施設と連携した 取組みを行う校(地)区社協数	58 校(地)区	31 校(地)区	44 校(地)区	100校(地)区 社協での推進
	小地域福祉活動計画の 推進を行う校(地)区社協数	49 校(地)区	59 校(地)区	137 校(地)区	100校(地)区 社協での推進

No.	定量指標	目標設定時 (R1)	第六次計画中の推移		最終年度の目標
			R3	R6	
基本目標Ⅲ	ふれあいネットワーク活動の 助け合い活動件数	721,850件	614,417件	739,641件	増加
	シルバーひまわりサービスの 送迎件数	4,114件	2,532件	4,628件	稼働率 65%
		55%	44.2%	64.0%	
	ボランティア相談・ コーディネート件数	31,039件	25,089件	37,890件	増加
	権利擁護セミナーの開催	1回 (市域)	1回 (区域)	2回 (区域)	7区域での セミナーなど の開催
	権利擁護に関する 出前講演の開催	13回	13回	6回 ※終活含まず	
	地域福祉権利擁護事業の 契約者実数・待機者数 (各年度末時点)	契約者 311人	契約者 284人	契約者 276人	待機者の 解消
		待機者 29人	待機者 24人	待機者 47人	
	法人後見・ 市民後見受任新規件数	10件 (市民後見1件)	4件	3件	10件/年 (延べ150件)
		延べ 102件	延べ 111件	延べ 121件	
	生活困窮者自立相談支援事業の 新規相談受付件数 (人口10万人あたりの相談件数)	15.6件/月	46.9件/月	22.7件/月	16件/月
災害ボランティアの登録者数	332人	325人	429人	400人 (20件/年増加)	
市社協賛助会費収入(千円)	10,220千円	9,558千円	9,207千円	11,880千円	

3 前計画の総括

前計画の評価については、本計画の策定作業と並行して進める必要があることから、計画期間の最終年度（令和7年度）における実績が反映しきれないタイミングでの評価となっています。そのため、4年目までの総括として位置づけ、最終的な評価は令和8年度に市社協の常設委員会である総合企画委員会に報告することになっています。

第六次計画期間中には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、研修・講演の受講者数、連絡調整会議の開催、社会福祉施設との連携した取組みなど、一部において目標達成が困難な状況が生まれました。これらの指標については、感染症拡大防止の観点から活動制限が不可避であったことを踏まえ、単純な達成度のみで評価するのではなく、活動継続の工夫やオンライン化などの取組みのプロセスといった定性的な観点も加味して総合的に評価したいと思います。

一方で、小地域福祉活動計画の推進校(地)区数や災害ボランティアの登録者数など目標値を大きく上回る取組みもありました。計画の推進については、コロナ禍を契機として地域課題が顕在化したことや、区社協職員による地域に寄り添った支援が充実したことを背景に、推進校区数が大きく増加したものと考えられます。また、災害ボランティアの登録者数の増加は、社会的な防災意識が高まったことや、実際に災害が起きたことで我が事と捉える人が増えたことによるものと考えられます。

なお、第六次計画の取組みを通じて明らかになった課題は本計画に反映し、今後5年間の取組みの中で引き続き推進していきます。

第六次計画の課題を踏まえた第7次計画への反映についてのイメージ

第六次計画の課題

- SNSなどの環境を活かしきれず、より多くの方へ情報を届けられていない
- 研修受講者などが活動の担い手としてつながらず、新たな活動者の確保が困難
- 活動者の人手不足や負担の偏り
- 複雑・多様化する困りごとを抱えた人の顕在化
- 近年多発する災害への不安と地域での防災体制の更なる充実
- 様々な困りごとに対応するための連携・協働の更なる充実
- 各組織の人材不足などによる継続的な活動の展開への懸念

第7次計画へ反映させる要素

- 属性を問わない情報提供の在り方や戦略的な情報発信
- 福祉について学ぶ機会や活動参加の機会の提供
- 誰でも参加できる環境の整備
- 活動者の負担軽減に向けた仕組み・地域づくり
- 複雑・多様化する困りごとへの対応
- 平時からのつながりを深め、災害時の支援体制などの充実を図る
- 福祉の分野を超えた連携・協働の推進
- 活動を支える財源や人材確保などの基盤強化
- 将来を見据えた検証や協議

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

『みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり』

私たちはこの北九州市を、子どもから高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、誰もが住み慣れたところで安心して生活できるまちにしたいと願っています。

そのためには、個人の生きがいや価値観を尊重しながら、身近な地域の中で人と人のふれあいを深め、日常生活の様々な場面で、あたり前のこととしてお互いの支え合いが行われていくことが大切だと考えています。

また、地域住民や公私の福祉関係者、保健・医療、教育、労働などの関係機関・団体がともに力を合わせ、私たちの日常を支えるものであってほしいと思います。

そこで、私たちが取り組むこれからのまちづくりを「住民主体」・「地域共生社会とSDGsの実現」の考え方を基礎として、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」という言葉で表し、この計画の基本理念にします。

2 基本目標

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めるため、3つの基本目標を定めました。

基本目標Ⅰ みんなが参加できる地域づくり
～多様な地域福祉の担い手を育もう～

基本目標Ⅱ 誰も取り残さない地域づくり
～一人ひとりの暮らしを支えよう～

基本目標Ⅲ オール北九州で取り組む地域づくり
～課題解決に向けた体制・ネットワークをつくろう～

3 取組みの基本方針

基本目標 Ⅰ

みんなが参加できる地域づくり ～多様な地域福祉の担い手を育もう～

- 福祉は特別な人のものでなく、全ての住民の暮らしに関わっていることを示します。
- 自分の興味・関心から関わることで人が育ち、地域福祉活動への参加機会が増えていく、という流れを循環させていきます。
- 誰もが安心して一歩を踏み出せるよう、参加しやすい環境づくりを進めます。
- 一人ひとりが「支え手」であり「支えられる側」にもなれる地域を目指します。

これらに基づく活動を通じ、

「福祉を自分ごととして考え、誰もが役割を持ち、
参加できる地域共生社会の実現」を目指します。

基本目標 Ⅱ

誰も取り残さない地域づくり ～一人ひとりの暮らしを支えよう～

- 困る前からつながっておく、困ったときに「助けて」と言える関係性を築きます。
- 身近な地域で気づき（見守り）、解決に向けた話し合いや助け合いを通じ、住民同士が寄り添い、気にかけて合う地域を育みます。
- 誰もが必要なときに支援を受けられ、また地域の一員として自立と尊厳が尊重される体制を整えます。
- 平時・災害時ともにつながりによる安心が感じられる地域をつくります。

これらに基づく活動を通じ、

「困りごとを抱える人を地域全体で見守り、
平時もいざという時も安心して暮らせるしくみ」を目指します。

基本目標 Ⅲ

オール北九州で取り組む地域づくり ～課題解決に向けた体制・ネットワークをつくろう～

- 地域住民、関係機関・団体、企業、行政など、福祉にとどまらない多様な主体がチームとなり、それをつなぐハブとして社協が機能します。
- ネットワーク構築や基盤強化を通じて、点の活動を線や面につないでいきます。
- 持続可能な地域づくりのために専門性の向上や未来にむけた協議を行います。

これらに基づく活動を通じ、

「地域の力と専門職の知を結集し、
北九州全体で持続可能な福祉のまち」を目指します。

北九州市地域福祉活動第7次計画体系図

基本理念

みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

基本目標

I

みんなが参加
できる地域づくり

～多様な地域福祉の
担い手を育もう～

II

誰も取り残さない
地域づくり

～一人ひとりの
暮らしを支えよう～

III

オール北九州で
取り組む地域づくり

～課題解決に向けた体制・
ネットワークをつくろう～

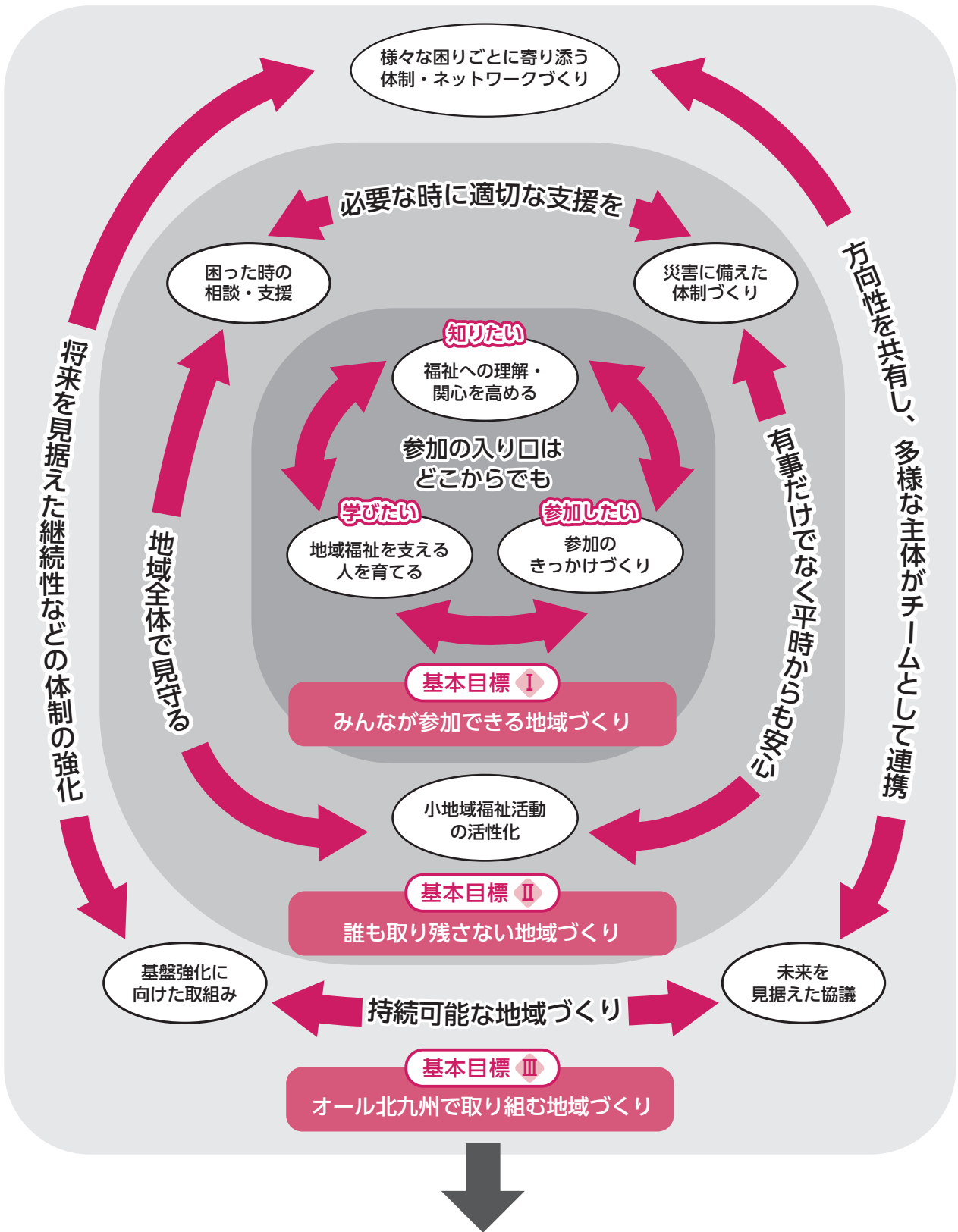
基本項目

- 1 福祉への理解・関心を高める
(広報・啓発)
- 2 地域福祉を支える人を育てる
(人材確保・育成・定着)
- 3 参加のきっかけづくり
(社会参加・つながりづくり)

- 1 小地域福祉活動の活性化
(身近な地域づくり)
- 2 困った時の相談・支援
(個別支援)
- 3 災害に備えた体制づくり
(防災・減災の取組み)

- 1 様々な困りごとに寄り添う体制・
ネットワークづくり(多機関協働)
- 2 基盤強化に向けた取組み
(財源確保・各組織の拡充)
- 3 未来を見据えた協議
(調査・研究・提言)

4 体系図の相関イメージ



基本理念

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」
「地域共生社会」と「SDGs」の実現へ

第4章 基本項目と取組み内容

基本項目と取組み内容について

本章では、第3章で定めた「基本目標」の達成に向け、具体的に取り組む内容を示す9つの「基本項目」を設定しています。

本計画は、地域住民や関係機関・団体、行政をはじめとした社会福祉の関係者が互いに協力して取組みを進める必要があります。

本章では、取組みの方向性を示し、それぞれが「地域において目指すこと」を、「地域住民」や「校(地)区社協」、「地域団体」、「社会福祉施設・事業所」などに整理しています。

「北九州市社協の主な取組み」では、基本項目にそった各担当部署の取組み内容の概要を整理しています。

「基本項目」を示す上で、説明が必要な語句はできるだけ分かりやすく解説するとともに、巻末にも用語説明集を作成しています。

基本項目と取組み内容の見方

基本目標 ◆ みんなが参加できる地域づくり

基本項目1 福祉への理解・関心を高める（広報・啓発）

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉を「自分ごと」として捉え、関心を持ち、行動につなげていく意識の醸成が大切です。そのためには、福祉の意義や地域福祉の課題について、わかりやすい取組みが重要で、多様な主体がそれぞれが得意とするPR、若年層へのアプローチなど、多様な取組みを手にすることができる環境づくりを進めます。

また、障害のある人をはじめ、情報取得や参加に困難がある人への合理的配慮を踏まえた発信方法の工夫を進めます。

さらに、次世代を担う子どもたちが思いやりの心や相手を理解しようとする豊かな心を育む福祉教育や、住民の福祉への関心を高める出前講演を実施し、地域福祉の理解促進につなげます。

地域において目指すこと	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・啓発活動への協力 ● 啓発イベントや講演などへの参加 ● 校(地)区社協だよりやHP、SNSを活用した情報発信
校(地)区社協	<p>【地域において目指すこと】 それぞれの団体に期待する取組みを整理しています</p>
地域団体(自治会)	
当事者	
社会福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 各福祉分野の制度や動向の情報発信 ● ふくしの出前授業への協力
NPO・ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動における広報・啓発活動 ● 啓発イベントや講演などの開催 ● ふくしの出前授業への協力 ● 合理的配慮、障害の社会モデルへの理解促進
教育関係機関	● ふくしの出前授業への協力
終活関連事業者	● 専門性を活かした終活関連情報の発信・提供
企業など	● 啓発イベント、広報活動への協力

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

～多様な地域福祉の担い手を育もう～

北九州市社協の主な取組み

部署	取組み内容
全部署	● HPやSNSなどを活用した情報発信
総務課	
活動推進課(ボランティア・市民活動センター)	
権利擁護課	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護セミナー(市域)の開催 ● 区社協だよりの発行
区社協(区事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動啓発イベントの開催 ● ふくしの出前授業の実施

◆ 小・中学生向け福祉教育プログラム
「ふくしの出前授業」と「福祉教育推進プラットフォーム」

子どもたちが自分の住んでいる地域の福祉環境について知り、「ふくし(ふだんのくらしのしあわせ)」を考える中で、思いやりの心や相手を理解しようとする豊かな心を育んでいくことを目的に、小・中学校向け「ふくしの出前授業」を行っています。子どもたちの「多様性を認め合う力」を醸成するために、社会福祉施設や協力団体、地域が連携して、授業を展開しています。

また、福祉教育を学校が実践できる場を「福祉教育推進プラットフォーム」として紹介しています。

子どもたちが自分の住んでいる地域の福祉環境について知り、「ふくし(ふだんのくらしのしあわせ)」を考える中で、思いやりの心や相手を理解しようとする豊かな心を育んでいくことを目的に、小・中学校向け「ふくしの出前授業」を行っています。子どもたちの「多様性を認め合う力」を醸成するために、社会福祉施設や協力団体、地域が連携して、授業を展開しています。

また、福祉教育を学校が実践できる場を「福祉教育推進プラットフォーム」として紹介しています。

市社協では、地域の様々な人材や社会資源とのつながりを活かしながら、学校や地域における福祉教育の推進・支援、プラットフォームの提供などを行っています。

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

(団体の略称) 校区社会福祉協議会・地区社会福祉協議会 → 校(地)区社協
民生委員児童委員協議会 → 民児協
北九州シニアネットワークアカデミー → KSNA

基本目標 I みんなが参加できる地域づくり

基本項目 1 福祉への理解・関心を高める（広報・啓発）

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉を「自分ごと」として捉え、関心を持ち、行動につなげていく意識の醸成が大切です。そのためには、福祉の意義や地域福祉の課題について、わかりやすく親しみやすい形で伝える広報・啓発の取組みが重要で、多様な主体がそれぞれの立場から情報を発信し、共感と関心の輪を広げていくことが求められます。ホームページやSNS、地域メディアの活用、地域行事でのPR、若年層へのアプローチなど、世代や関心層に応じて誰もが気軽に福祉情報を手にすることができる環境づくりを進めます。

また、障害のある人をはじめ、情報取得や参加に困難がある人への合理的配慮を踏まえた発信方法の工夫も進めます。

さらに、次世代を担う子どもたちが思いやりの心や相手を理解しようとする豊かな心を育む福祉教育や、住民の福祉への関心を高める出前講演を実施し、地域福祉の理解促進につなげます。

地域において目指すこと	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・啓発活動への協力 ● 啓発イベントや講演などへの参加
校(地)区社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 校(地)区社協だよりやHP、SNSを活用した情報発信 ● 見守り活動などを通じた福祉情報の提供 ● 啓発イベントや講演などの開催 ● ふくしの出前授業への協力
地域団体 (自治会、民児協、 <u>老人クラブ</u> など)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協や関係団体との情報共有と協働発信 ● 啓発イベントや講演などの開催 ● 活動を通じた福祉情報の提供
当事者・当事者団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 経験や思いを伝える場への参画
社会福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 各福祉分野の制度や動向の情報発信 ● ふくしの出前授業への協力
NPO・ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動における広報・啓発活動 ● 啓発イベントや講演などの開催 ● ふくしの出前授業への協力 ● 合理的配慮、障害の社会モデルへの理解促進
教育関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● ふくしの出前授業への協力
終活関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門性を活かした終活関連情報の発信・提供
企業など	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発イベント、広報活動への協力

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

～多様な地域福祉の担い手を育もう～

北九州市社協の主な取組み	
全部署	<ul style="list-style-type: none"> ● HPやSNSなどを活用した情報発信 ● 発刊物の作成・活用 ● <u>社会福祉大会</u>の開催 ● ふくし出前講演の実施
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 「プチボザウルス」を活用した広報
活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアフェスティバルの開催 ● 市民講演会の開催 ● ふくしの出前授業の実施
権利擁護課	<ul style="list-style-type: none"> ● 終活あんしんセンターによる終活関連情報の発信 ● 権利擁護セミナー(市域)の開催
区社協(区事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 区社協だよりの発行 ● ボランティア活動啓発イベントの開催 ● ふくしの出前授業の実施

◆小・中学生向け福祉教育プログラム

「ふくしの出前授業」と「福祉教育推進プラットフォーム」

子どもたちが自分の住んでいる地域の福祉環境について知り、「ふくし(ふだんのくらしのしあわせ)」を考える中で、思いやりの心や相手を理解しようとする豊かな心を育てていくことを目的に、小・中学校向け「ふくしの出前授業」を行っています。子どもたちの「多様性を認め合う力」を醸成するために、社会福祉施設や協力団体、地域が連携して、クイズや体験なども取り入れた楽しみながら学べる授業を展開しています。

また、福祉教育を学校が実践したいときに、関係者がねらいや目的を共有し、協働で実践を進める場を「福祉教育推進プラットフォーム」と言います。地域の福祉施設や活動者、当事者等がそれぞれの立場から、どんな福祉教育プログラムが実施できるかアイデアを出し合い、“ふくし”の魅力や難しさをみんなで考え、協働して企画・実行します。その際、子どもだけでなく大人も含めて、相互に学び合う関係性を大事にしています。

市社協では、地域の様々な人材や社会資源とのつながりを活かしながら、学校や地域における福祉教育の推進・支援、プラットフォームの提供などを行っています。



※下線部は巻末(P58～)に説明があります。

基本目標 I みんなが参加できる地域づくり

基本項目 2 地域福祉を支える人を育てる（人材確保・育成・定着）

地域づくりは特別な資格がなくても、誰もが関心や思いに応じて参加できる活動です。持続可能な地域づくりを目指すためには、年代や立場を問わず多様な人が関われるしくみづくりと、活動に参加したいと思える学びや体験の機会を広げることが重要です。

福祉協力員などの人材の確保・育成に努めるとともに、地域の実情を学びながら育てていけるよう支援します。

また、子ども向けの認知症サポーターの養成や中・高校生のボランティア体験、大学生の専門性を活かした企画運営など、若い世代が福祉の心を育む機会も広がります。

さらに、高齢者が生涯学習やボランティア活動を通じて生きがいを持って地域に関わり続けられるよう支援するとともに、障害のある人や現役世代でも無理なく参加できる環境を整えることで、みんなが地域をともに育む社会を目指します。

地域において目指すこと	
地域住民	● 福祉に関する学びの場や体験の機会への参加
校(地)区社協	● 地域福祉活動者向け研修や市民後見人養成研修等などへの参加
地域団体 (自治会、民児協、老人クラブなど)	● 認知症サポーター養成講座など各種研修の開催 ● 年長者研修大学校研修生・修了生の活動機会の提供
社会福祉施設・事業所 NPO・ボランティア団体	● 認知症サポーター養成講座など各種研修の開催 ● 各種研修の講師派遣協力 ● 年長者研修大学校研修生・修了生の活動機会の提供
教育関係機関	● 生徒・学生への学びの場や体験の機会へのつなぎ
専門職団体 (弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)	● 権利擁護や終活に関する学習機会への協力 ● 権利擁護の担い手の育成・支援
終活関連事業者	● 終活に関する学習機会への協力
企業など	● 認知症サポーター養成講座など各種研修の開催 ● 年長者研修大学校研修生・修了生の活動機会の提供

～多様な地域福祉の担い手を育もう～

北九州市社協の主な取組み	
地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動者向け研修の実施 ● 民間社会福祉施設従事者共済事業の実施
活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● 中・高校生向けのボランティア体験学習などの実施 ● <u>テーマ型ボランティア・市民活動者の育成</u> ● 現役世代のボランティア活動者の拡大 ● 福祉有償運送運転協力者の養成
生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症サポーター養成講座の実施
自立支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 潜在保育士の保育所再就職・復帰支援資金貸付事業の実施
権利擁護課	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民後見人の養成・支援 ● 権利擁護の担い手の育成・支援
KSNA 管理課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域・ボランティア活動の情報提供及びコーディネート ● 穴生学舎ボランティアグループ連絡協議会の活動支援
KSNA 穴生学舎・穴生ドーム事務課 周望学舎事務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間コースにおける福祉などに関する講座の実施 ● 研修生の地域・ボランティア活動実践 ● 周望学舎・穴生学舎の研究クラブ、同好会活動の支援 ● 周望学舎シルバーバンクの活動支援
区社協 (区事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動者向け研修の実施 ● 研修受講者と校(地)区社協とのコーディネート

◆学びを入口に、若者と企業が地域福祉の担い手へ——これから目指す姿

地域福祉の担い手不足が深刻になるなか、多様な世代が気軽に福祉に触れ、無理なく関われるしくみづくりとして、市民向け研修や認知症サポーター養成講座を企業や学校と連携して実施しています。

学んだあとには、サロンや見守り活動などをミニ体験できるしくみを整え、「まずはやってみる」機会を提供し、自分の得意なことや働き方に合わせて段階的に関われるようにすることで、担い手の育成につなげていくことを目指します。

さらに活動が定着すれば、認知症サポーターキャラバン・メイトとして活躍したり、学生が企画づくりに参加したり、現役世代が定期的に活動を担ったりと、地域に新しい力が加わることが期待されます。



認知症サポーター養成講座
を受ける中学生

※下線部は巻末 (P58～) に説明があります。

基本目標 I みんなが参加できる地域づくり

基本項目3 参加のきっかけづくり（社会参加・つながりづくり）

地域の誰もが社会とのつながりを持ち、自らの関心や特性に応じて地域福祉活動に参加できるよう、多様な関係機関と連携し、活動への円滑な参加を支援することが重要です。そのために、ボランティア入門講座や体験活動を開催し、その後受講生がスムーズにボランティア活動を行えるよう、関係団体とのコーディネートを行っています。

あわせて、市民センターなどの身近な地域拠点やウェルとばた、年長者研修大学校などを活用し、健康づくりや生涯学習、子ども食堂（地域食堂）といった交流の場を創出します。また、障害のあるなしや年齢に関わらず楽しめるインクルーシブイベントの開催や、企業による社会貢献活動を推進し、多様な主体が自発的に地域福祉活動へ取り組むことで、地域の活性化につなげます。

さらに、社会に一步踏み出したい若者や障害のある人、外国籍の人などに向けては、自立支援機関やボランティア団体と協働して活動の機会を提供することで、自立と社会参加を支援します。そのためにも、活動に関する情報公開やアクセシビリティの確保を進めます。

地域において目指すこと	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● サロンや子ども食堂（地域食堂）など、<u>身近な居場所</u>への参加 ● ウェルとばた、年長者研修大学校の利用
校（地）区社協	<ul style="list-style-type: none"> ● サロンや子ども食堂（地域食堂）など、身近な居場所の周知 ● ウェルとばた、年長者研修大学校及び北九州穴生ドームの周知協力と活用
地域団体 （自治会、民児協、老人クラブなど）	<ul style="list-style-type: none"> ● サロンや子ども食堂（地域食堂）など、身近な居場所の周知協力 ● ウェルとばた、年長者研修大学校及び北九州穴生ドームの周知協力と活用
当事者・当事者団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な居場所や活動拠点への参加、運営支援
社会福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師派遣や会場提供など活動拠点の運営支援 ● ボランティア活動の場の提供 ● 障害者就労支援施設製品などの販売
NPO・ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師派遣や会場提供など活動拠点の運営支援 ● 子ども食堂（地域食堂）などの開催 ● 当事者の地域活動・居場所への参加支援 ● インクルーシブイベントの開催
企業など	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者就労支援施設製品などの活用 ● 社会貢献活動の推進 ● 多様な働き方の提供 ● 講師派遣や会場提供など活動拠点の運営支援

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

～多様な地域福祉の担い手を育もう～

北九州市社協の主な取組み	
全部署	<ul style="list-style-type: none"> ● アクセシビリティの推進 ● 障害者就労支援施設製品などの活用
財務企画課	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄贈品を提供する企業と受け入れる団体などの仲介、調整
ウェルとばた管理課	<ul style="list-style-type: none"> ● 人と人がつながるイベントなどの実施 ● 障害のある人や高齢者などの芸術文化活動への支援
活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修受講者とNPO・ボランティア団体とのコーディネート ● ボランティア活動による若者の社会参加支援 ● 企業・事業所の社会貢献活動のPRと促進 ● 介護支援ボランティア事業の実施 ● 「<u>きたきゅうプチボラねっと</u>」の運用 ● ボランティア・市民活動の相談・支援、物品貸出
生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者地域交流支援通所事業の実施
K S N A 管理課	<ul style="list-style-type: none"> ● 年長者研修大学校の管理運営
K S N A 穴生学舎・穴生ドーム事務課 周望学舎事務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 年長者研修大学校及び北九州穴生ドーム事業の実施 (公開講座、シニアカレッジ、交流イベント、地域開放事業など)
区社協(区事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● サロンや子ども食堂(地域食堂)など、身近な居場所へのつなぎ ● 「<u>きたきゅうプチボラねっと</u>」の運用 ● ボランティア・市民活動の相談・支援、物品貸出

◆誰もが参加しやすい「アクセシビリティ」とは

アクセシビリティとは、年齢・障害・言語・情報環境などに関わらず、誰もが情報を得て安心して参加できるようにすることです。

参加しづらさの背景には、「案内が分かりにくい」「会場が使いにくい」「コミュニケーションに不安がある」など、様々な理由があります。アクセシビリティを高めることは、こうした不安を減らし、地域とつながりやすくするためのきっかけになります。

とはいうものの、すべてを一度に整えることは難しいため、地域活動の場でも、できるところから少しずつ取り組む姿勢が大切です。例えば、分かりやすい言葉で案内する、チラシに多目的トイレの案内を入れる、会場の段差に気を配る、初めての人に声をかける、といった小さな工夫もアクセシビリティの向上につながります。



「要約筆記」を表すボランティア活動ピクトグラムの例

※提供：総社社会福祉協議会

※下線部は巻末(P58～)に説明があります。

基本目標 Ⅱ 誰も取り残さない地域づくり

基本項目 1 小地域福祉活動の活性化（身近な地域づくり）

身近な地域で、日常のちょっとした変化や困りごとに気づき、住民同士が「お互いさま」で支え合える関係を築くことは、誰もが安心して暮らせる地域づくりの基盤となります。

そうした関係性を育むため、見守り・話し合い・助け合いからなる「ふれあいネットワーク活動」では、民生委員・児童委員等と連携し、地域で生活する住民の“ふだんの様子”に寄り添いながら、困りごとの芽に気づく関係性を広げていきます。

その他、関係機関・団体と協議しながら、サロン、ウェルクラブ活動などの取組みや新たな社会資源の創出を進めます。

また、支える側と支えられる側を固定せず、みんなが自然に助け合いたいと思えるように、活動者や各種取組みへの参加者等の意識を高めるための働きかけを行います。

このような取組みを充実・発展させるために、多様な関係者が参画する小地域福祉活動計画を策定・推進し、地域課題の解決と持続可能な地域づくりを目指します。

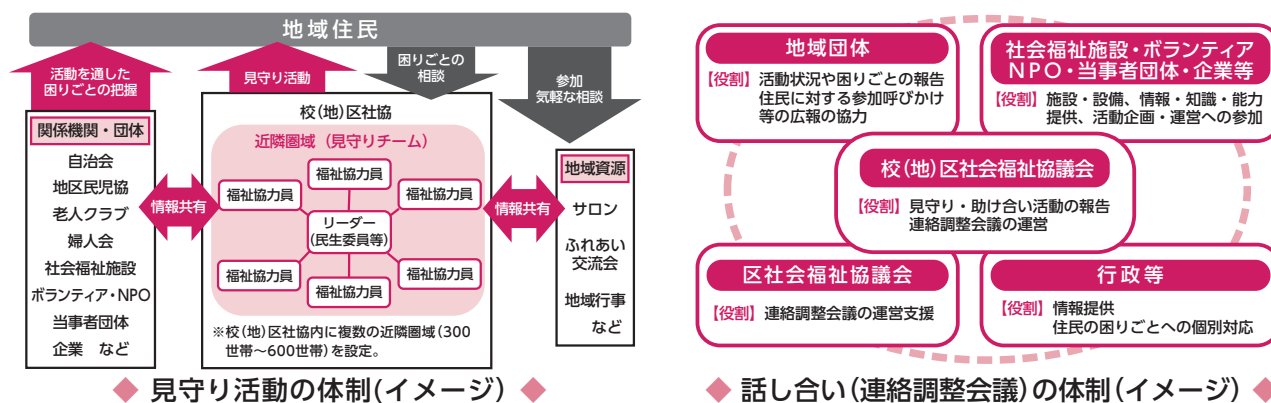
地域において目指すこと	
地域住民	● 地域福祉活動への参加
校(地)区社協	● ふれあいネットワーク活動の実施 ● 小地域福祉活動計画の策定・推進 ● サロン活動・ウェルクラブ活動の実施 ● 社会福祉施設など関係機関・団体とのつながり構築
地域団体 (自治会、民児協、老人クラブなど)	● ふれあいネットワーク活動との連携 ● 小地域福祉活動計画策定委員会・推進委員会への参画 ● 小地域福祉活動計画の周知や推進への協力 ● ウェルクラブ活動への協力 ● サロン活動の実施
当事者・当事者団体	● 潜在的に困りごとを抱えた当事者の把握・地域福祉活動者へのつなぎ ● 小地域福祉活動への参画
社会福祉施設・事業所	● 連絡調整会議への参画・専門性を活かした助言や支援 ● 助け合い活動への協力 ● 小地域福祉活動計画策定委員会・推進委員会への参画
NPO・ボランティア団体	● 小地域福祉活動計画の周知や推進 ● サロン活動・ウェルクラブ活動などへの協力
企業など	● 企業の専門性を活かした小地域福祉活動への参画

～一人ひとりの暮らしを支えよう～

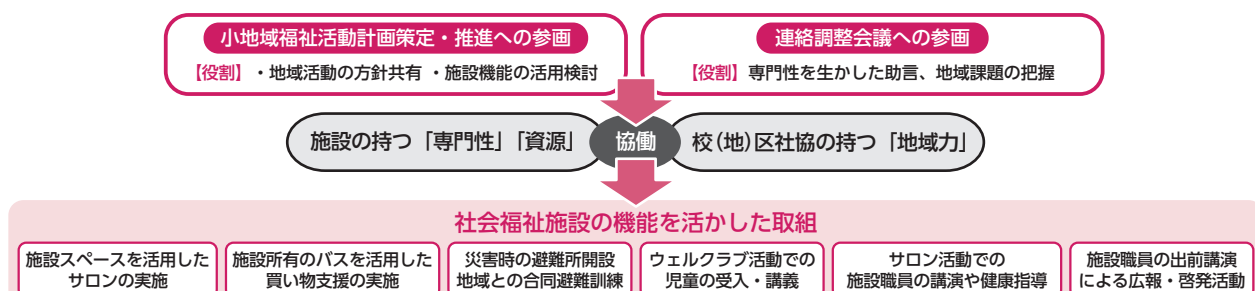
北九州市社協の主な取組み	
地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいネットワーク活動の実施支援 ● 小地域福祉活動計画策定・推進支援 ● サロン活動・ウェルクラブ活動などの支援 ● 生活支援体制整備事業の実施 ● 地域における公益的な取組の推進支援 ● 各種別社会福祉施設協議会の連絡・調整
活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民主体による生きがい・健康づくりの場推進事業の実施支援
自立支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 市・区民児協事務局運営を通じた民生委員・児童委員活動の支援
区社協(区事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいネットワーク活動の実施支援 ● 小地域福祉活動計画策定・推進支援 ● サロン活動・ウェルクラブ活動などの支援 ● 生活支援体制整備事業の実施 ● 地域における公益的な取組の推進支援 ● 関係機関・団体と校(地)区社協のコーディネート

◆ ふれあいネットワーク活動

ふれあいネットワーク活動での声かけや情報の共有が、安心できる暮らしにつながり、孤独・孤立を防ぎ、支え合う力を育みます。この図は、校(地)区社協を中心に関係機関・団体が連携・協働することで、地域全体で安心を広げていく姿を示しています。



◆ 社会福祉施設と校(地)区社協のつながりづくり(施設職員の地域の会議などへの参画)



基本目標 Ⅱ 誰も取り残さない地域づくり

基本項目 2 困った時の相談支援（個別支援）

認知症や障害による判断能力の低下、人生の終末期の不安、仕事や家計・生活上の困りごと、加齢による体力低下や活躍の場の喪失など、一人ひとりの自立や社会参加を妨げる要因は様々です。複雑・多様な課題を抱え、制度の狭間に陥って相談先がわからない場合や、自ら助けを求めることが難しい人もいます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、「自分らしく生きる権利」が守られ、困ったときに気軽に相談でき、必要な支援や地域福祉活動につながるしくみづくりが大切です。身近な相談先を整備し、専門機関や関係団体と連携した相談・支援体制を構築することで、孤独・孤立を防ぎ、自立や社会参加の支援を進めます。

地域において目指すこと	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 困りごとを抱え込まず、家族や友人、身近な住民への相談
校(地)区社協	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいネットワーク活動を通じた困りごとの把握や適切なつなぎ ● 地域生活支援相談員の配置・協力 ● 各種相談窓口の周知・協力・理解
地域団体 (自治会、民児協、老人クラブなど)	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援を必要とする住民の把握や適切なつなぎ ● 各種相談窓口の周知・協力・理解
社会福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に出向いての本人、家族からの相談対応 ● <u>まちかど介護相談室</u>の実施
ボランティア・NPO団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民による助け合い活動への参加・協力 ● 福祉有償運送などのインフォーマルなサービスの実施 ● フードサポートなどのイベント開催において、相談窓口の設置
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に出向いての本人、家族からの相談対応
専門職団体 (弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律や福祉の専門性を活かした相談・支援（直接支援） ● 専門的な視点からの助言・支援（支援者支援）
終活関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に出向いての本人、家族からの相談対応 ● 潜在的な権利擁護ニーズの早期発見、専門機関への適切なつなぎ
企業など	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に出向いての本人、家族からの相談対応

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

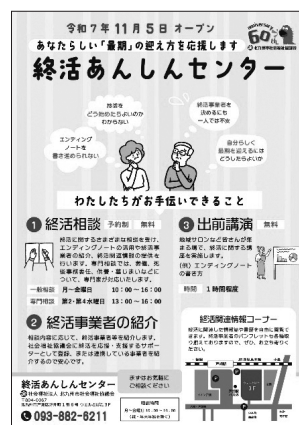
～一人ひとりの暮らしを支えよう～

北九州市社協の主な取組み	
地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援活動推進事業の実施
活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● シルバーひまわりサービスの実施 ● 腕自慢おまかせサービスの実施 ● 社会貢献活動をしたい企業と活動先のマッチング
自立支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者自立相談支援事業の実施 ● 生活福祉資金貸付事業の実施 ● <u>コロナ特例貸付フォローアップ事業の実施</u> ● ひとり親家庭高等職業訓練促進資金・住宅支援資金貸付事業の実施
生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>介護サービス相談員派遣事業の実施</u> ● 高齢者見守りサポーター派遣事業の実施
権利擁護課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉権利擁護事業の実施 ● 法人後見事業の実施 ● 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行 ● 終活あんしんセンターの運営 ● 終活相談事業の実施 ● <u>終活あんしんサポート事業者登録制度の実施</u> ● 死後事務委任サポートの実施
区社協(区事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援相談員の取組み支援 ● シルバーひまわりサービスの実施 ● 腕自慢おまかせサービスの実施 ● 生活困窮者自立相談支援事業の実施 ● 生活福祉資金貸付事業の実施 ● コロナ特例貸付フォローアップ事業の実施

◆あなたらしい「最期」の迎え方を応援します 終活あんしんセンター

令和7年11月、ウェルとばたに開設された「終活あんしんセンター」は、終活に関するあらゆる悩みを気軽に相談できる相談窓口です。葬儀や死後事務委任、供養や墓じまいのことなど、専門家と連携しながらサポートします。また、終活を身近に感じてもらうためにセミナーや講座も開催します。

“誰もが迎える人生のエンディング、その準備を「不安」ではなく「安心」へと変えていくために。” これからの時代に欠かせない拠点として期待されています。



※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

基本目標 Ⅱ 誰も取り残さない地域づくり

基本項目 3 災害に備えた体制づくり（防災・減災の取組み）

近年は全国各地で自然災害が頻発し、被害も甚大化しています。災害を自分ごととして捉えるためには「災害は“まさか”ではなく“いつか”起きるもの」という意識を持って、一人ひとりが備える意識を持つことが必要です。

災害時には被災者支援活動において災害ボランティアが大きな役割を果たしてきました。被災地の内外から多くの人々が活動に参加することで、被災地の課題が広く共有され、社会全体の防災意識向上にもつながってきました。発災時に円滑な支援活動を行うためには、平時からのボランティア・市民活動への関心の高まりが重要です。

地域住民やNPOなどとのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図るとともに、行政や関係機関と協議し、発災時の対応や役割をあらかじめ明確化しておくことが重要です。

地域において目指すこと	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自助意識の醸成（災害時への備え） ● 近隣住民との関係づくり ● 共助の取組みや災害ボランティア活動への参加 ● 防災士などの専門的知識を持つ人の地域福祉活動への参画
校(地)区社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険個所の把握と周知、避難場所・経路の確認と共有 ● ふれあいネットワーク活動を通じた災害時要配慮者などの把握（支援を求められた際の環境の整備） ● 自助・共助意識を高める啓発や防災訓練などの開催 ● 災害時のニーズ把握
地域団体 (自治会、民児協、老人クラブなど)	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険個所の把握と周知、避難場所・経路の確認と共有 ● 自助・共助意識を高める啓発や防災訓練などの開催 ● 校(地)区社協と協働した共助の取組の推進 ● 災害時のニーズ把握
当事者	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時からの情報発信
社会福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門性を活かした災害時に備えた支援・協力
NPO・ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要配慮者などの支援に向けた地域との連携 ● 災害ボランティア活動への参加
教育関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に備える取組みについての学習
企業など	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の復興支援・協力と組織内における平時からの自助意識の醸成 ● 災害ボランティアセンター設置・運営・環境整備への参画

～一人ひとりの暮らしを支えよう～

北九州市社協の主な取組み	
総務課	● 市社協の防災体制の確立
ウェルとばた管理課	● 戸畑駅前地区防災相互応援協定の推進 ● 消防署と連携した火災避難訓練、地震避難訓練
地域支援課	● 校(地)区社協の災害に備えた体制づくりの推進支援 ● 災害時の校(地)区社協のニーズ調査
活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	● ICTを活用した災害ボランティア活動支援のための情報発信 ● 「災害時相互協力協定」締結団体との連携促進 ● 災害ボランティア養成講座の開催 ● 災害ボランティア用資機材の管理 ● 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
区社協(区事務所)	● 校(地)区社協の災害に備えた体制づくりの推進支援 ● 災害時の校(地)区社協のニーズ調査

◆災害ボランティアセンター「災害VC」とは

大規模な災害発生時に被災地でのボランティア活動を円滑に進めるため、北九州市からの要請などによって市社協が設置します。災害VCではボランティアの力を結集して、泥かきやガレキの撤去の他、炊き出しや避難所運営支援など、被災者の困りごとにあわせて、様々な生活再建の支援を行います。

災害VC運営の三原則

被災者中心 地元主体 協働



◆平時の備えが不可欠！

平成27年度より、経営者団体や労働組合、生活協同組合などと協定を締結し、定期的な連絡会を開催するとともに、市社協が実施する研修や訓練への参加、災害ボランティアとしての登録など、有事に備えた連携・体制づくりを継続して行っています。

令和5年には、北九州市と「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」を締結しています。

【災害時相互協力協定締結団体】

一般社団法人北九州青年会議所
連合福岡・北九州地域協議会
福岡県北九州地域労働者福祉協議会
エフコープ生活協同組合
一般社団法人北九州青年経営者会議
ライオンズクラブ国際協会337-A地区



災害VC設置・運営訓練/毎年



資機材の備蓄/若松競艇場倉庫 他

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

基本目標 Ⅲ オール北九州で取り組む地域づくり

基本項目 1 様々な困りごとに寄り添う体制・ネットワークづくり (多機関協働)

地域住民が抱える複雑・多様化した困りごとに対し、声をかけ合い、支え合う地域づくりを進めるためには、これまで地域福祉の推進を担ってきた校(地)区社協や地域団体、関係機関・団体だけでなく、福祉分野以外を含む多様な主体の活動をつなぎ、多機関が協働で取り組む体制が必要です。

このような包括的な支援体制を構築するため、本市が令和7年度から本格実施した重層的支援体制整備事業における「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の取組みに民間の立場から関わっていきます。

また、地域住民だけでは解決できない課題に対して、テーマ性や専門性を有するNPO法人、大学、当事者団体などが情報交換・共有できるプラットフォームを強化し、新しいアイデアや活動が生まれる場を育むことで、困りごとを解決できるまちづくりを進めます。

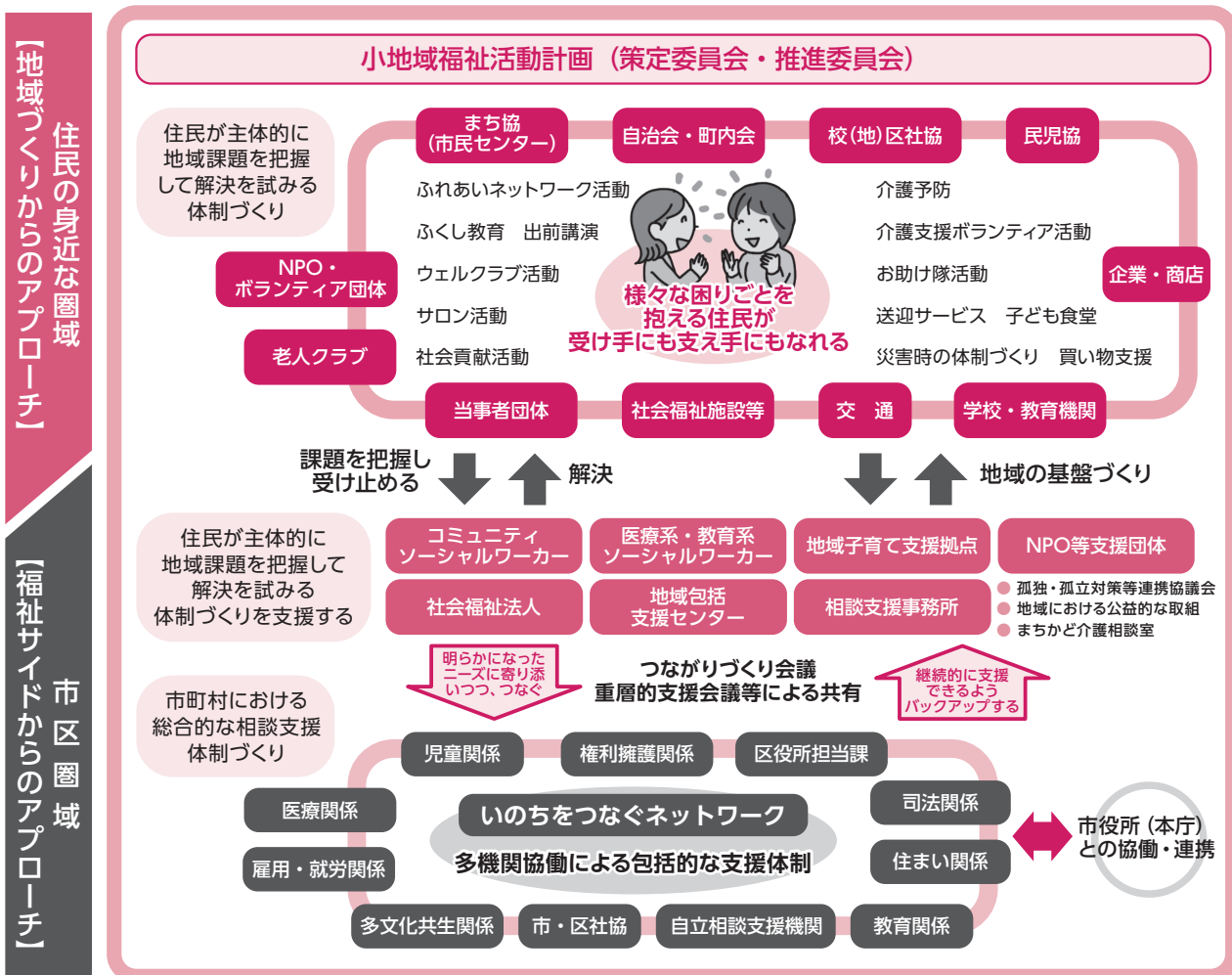
さらに、こうした連携を通じて「顔の見える」関係づくりを広げるため、研修や参加の機会となる場を提供していきます。

地域において目指すこと	
地域住民	● 地域の行事や活動への参加によるつながりの拡大
校(地)区社協	● 校(地)区社協と専門職間のプラットフォームの構築
地域団体 (自治会、民児協、老人クラブなど)	● 連絡調整会議など話し合いの場への(地域の)団体・機関の参画促進 ● 困りごとを話しやすい場やしきみづくり
社会福祉施設・事業所	● 高齢・児童・障害などの種別を越えた連携強化 ● 専門職同士のネットワークや校(地)区社協とのプラットフォームへの参画
NPO・ボランティア団体	● 専門職同士のネットワークや校(地)区社協とのプラットフォームへの参画 ● ボランティア・NPO団体などを対象とした運営研修や勉強会への参加 ● 福祉教育推進プラットフォームへの参画
教育関係機関	● 福祉教育推進プラットフォームへの参画
専門職団体 (弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)	● 行政や関係機関、家庭裁判所との連携
終活関連事業者	● 予防的な権利擁護への動機づけ ● 専門職(士業)、関係機関との連携
企業など	● 専門職同士のネットワークや校(地)区社協とのプラットフォームへの参画

～課題解決に向けた体制・ネットワークをつくろう～

北九州市社協の主な取組み	
地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種別社会福祉施設協議会との連携・強化 ● 校(地)区社協と専門職間のプラットフォームの強化 ● 重層的支援体制整備事業の実施
活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア・NPO団体などを対象とした運営研修や勉強会の実施 ● ボランティア・市民活動者のネットワークづくり
権利擁護課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との連携 ● 権利擁護関係機関及び終活関連事業者と専門職(士業)との支援のネットワークづくり
区社協(区事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種別社会福祉施設協議会との連携・強化 ● 校(地)区社協と専門職間のプラットフォームの強化 ● 重層的支援体制整備事業の実施 ● ボランティア連絡協議会の運営支援

◆ 本計画で目指す包括的な支援体制のイメージ



※下線部は巻末 (P58～) に説明があります。

基本目標 Ⅲ オール北九州で取り組む地域づくり

基本項目 2 基盤強化に向けた取組み（財源確保・各組織の拡充）

地域福祉活動を持続的・効果的に推進するためには、安定した財源の確保と組織体制の強化が不可欠です。地域の実情やニーズに応じて柔軟に組織を運営できる体制を整え、多様な主体との連携を深めることで、地域福祉の発展性と質の向上を図ります。

近年、財源が減少傾向にある中、人件費や物価高騰など社会経済の変化は活動継続に影響を及ぼしています。そのため、補助金・寄付・収益事業など既存制度の活用に加え、新たな資金調達や協賛の可能性を検討し、安定した運営基盤の構築を目指します。また、寄付や賛助会費については用途や成果を明確に示し、支援の輪を広げることにより地域全体で活動を支える意識の醸成につなげます。

さらに、各団体・機関が役割を再確認し、業務効率化や人員配置の見直しを進めるとともに、地域に根ざした支援を担うコミュニティソーシャルワーカーの活用、組織間連携の促進などを通じて、地域全体で支え合うしくみづくりを進めます。

地域において目指すこと	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 賛助会費や寄付金、共同募金の理解、協力 ● 地域福祉活動への理解と主体的な参加
校(地)区社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 賛助会費や寄付金、共同募金の周知、協力
地域団体 (自治会、民児協、老人クラブなど)	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄付などの呼びかけ ● 住民や企業などへの活動(事業)の広報(見える化) ● 行政や企業などが実施する事業助成の活用
社会福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄付等の呼びかけ ● 住民や企業などへの活動(事業)の広報(見える化)
NPO・ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の確保、収益事業の取組み ● 行政や企業などが実施する事業助成の活用 ● 専門性を活かした人材育成
企業など	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動や社会福祉事業への理解 ● 寄付や物品寄贈による社会貢献活動

北九州市社協の主な取組み	
全部署	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協活動の広報(見える化) ● 賛助会費や寄付・寄贈の呼びかけ ● 事務の効率化及び人員配置の見直し
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材確保(職員採用方法の見直し、高齢人材の活用) ● 組織全体の人員配置の見直し

～課題解決に向けた体制・ネットワークをつくろう～

北九州市社協の主な取組み	
財務企画課	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協への寄付や物品寄贈の呼びかけ ● 子どもの居場所づくり応援基金への寄付の呼びかけ ● 新たな収益事業や効果的な資産運用の実施 ● 赤い羽根共同募金の広報啓発 ● DXを取り入れた法人全体の事務効率化・経費削減 ● 行政への事業に対する公費補助の要望
地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門職の資質向上・実践支援
権利擁護課	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護を支える福祉関係者の資質向上を図るしくみづくり ● 終活支援事業者の資質向上を図るしくみづくり
区社協（区事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同募金会の各区支会と協働した啓発活動の実施 ● コミュニティソーシャルワーカーの配置による個別支援と地域づくりの一体的展開

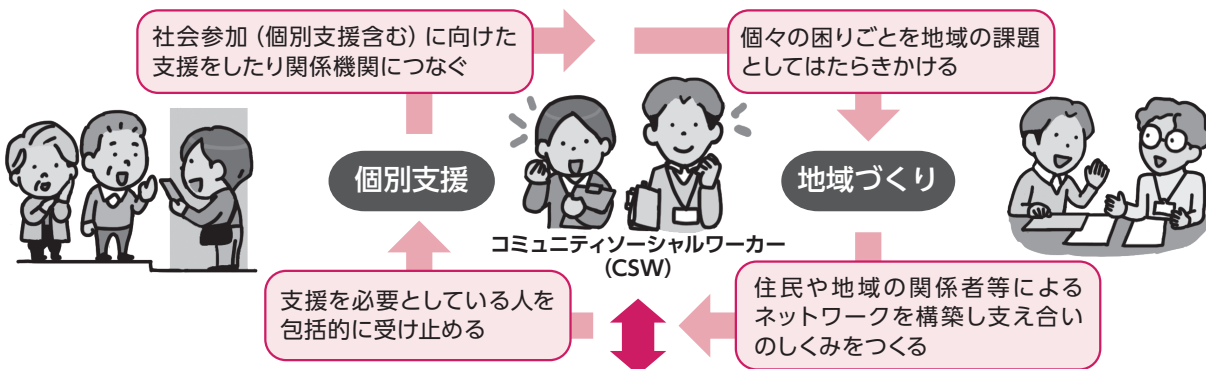
◆コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

CSWとは、支援を必要とする人や地域の福祉課題を発見し、地域住民や多様な関係機関・団体と連携しながら解決に導く専門職です。各区社協（区事務所）の主任・主事をCSWと位置づけ、住民に身近な支援者として包括的な支援に取り組み、相談・支援体制の強化を進めます。

これまでの地域づくりでは第2層協議体（生活支援体制整備事業）の運営支援として「地域支援コーディネーター」を配置していましたが、現在はCSWが地域支援コーディネーターの役割も担っています。

個別支援と地域づくりの一体的展開

一人ひとりのニーズに基づく相談・生活支援等の個別支援と、住民や地域の関係者が世代や属性を超えて主体的に参画する地域づくりを連動・循環させながら展開する。



市域

- 地域だけでは解決できない課題に対する市域でのしくみづくり
- 包括的に受け止めるための支援体制の構築
- 国や全社協の重点施策への対応
- 地域福祉活動計画等への反映、行政等への提言

基本目標 Ⅲ オール北九州で取り組む地域づくり

基本項目 3 未来を見据えた協議（調査・研究・提言）

持続可能な地域づくりを進めるためには、人口減少や少子高齢化、コミュニティの希薄化など、社会状況の変化を的確に捉え、これからの地域の姿を見据えた協議を重ねていくことが求められます。そのため、市民の声を幅広く聴く機会を設けるとともに、新たに生まれつつある福祉ニーズや地域の課題について、調査・研究を進めます。

また、地域団体を含む地域の多様な主体が、行政や関係機関・団体と分野を越えて協働し、地域にある豊かな社会資源を活かしながら、「安心して暮らせる未来のコミュニティ」をともに描きます。こうした協議を通じ、地域福祉活動の具体的な提案や企画を行政などにも示すことで、市全体の課題として共通認識を持ち、オール北九州で取り組む地域づくりの推進につなげます。

地域において目指すこと	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域でのくらしや困りごとを共有する場や調査などの参加・協力 ● 日常生活の中で感じた課題などの情報発信
校(地)区社協	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいネットワーク活動における調査・報告 ● 総合企画委員会などの協議の場への参画 ● 社協などが実施する調査・研究への協力 ● 調査・研究結果の活用
地域団体 (自治会、民児協、老人クラブなど)	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合企画委員会などの協議の場への参画 ● 社協などが実施する調査・研究への協力 ● 調査・研究結果の活用
社会福祉施設・事業所	
NPO・ボランティア団体	
企業など	

北九州市社協の主な取組み	
全部署	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種事業の点検・評価 ● 各種調査の実施
地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合企画委員会の開催 ● 小地域福祉活動の推進にむけた調査・研究 ● 新たな取組みの企画や提言
活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア・市民活動実態調査
区社協(区事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種調査への協力・支援 ● 調査結果に基づく地域福祉活動の支援

～課題解決に向けた体制・ネットワークをつくろう～

◆希望のまちプロジェクト「ひとりも取り残されないまち」をともに創る

認定NPO法人抱樸が取り組む「希望のまちプロジェクト」は、大きなホールでの交流イベントや食事会のほか、相談窓口も備え、地域の福祉・生活支援の拠点として誰もが気軽に利用できる様々な機能を持った複合型社会福祉施設を建設します。



そして、このプロジェクトの想いは、単なる施設やサービスの提供にとどまらず、この場所を中心に、地域全体で支え合う「まち」を育むことにあります。「助けられた人が助ける人になる」という循環の中で、人々は互いに居場所を見つけ、安心して暮らせるようになります。そして、それぞれが誰かにとっての「ホーム」になれる社会。それこそが、希望のまちが目指す未来です。



住民をはじめ、地域の関係機関や団体、行政など、地域に暮らす一人ひとりが自分の役割を見つけ、支え合う「希望のまち」の一員として、この「まち」をともに育てていきましょう。

◆地域福祉活動に広がるAI活用の可能性

近年、技術の進展により、私たちの生活の様々な場面でAI(人工知能)が活用されはじめています。地域福祉の分野においても、AIは大きな可能性を秘めています。

例えば、地域の人口構成や生活課題、相談傾向などをわかりやすく分析することで、地域の実情に沿った活動の方向性を整理したり、住民や関係機関が共通認識をもつためのデータとして役立ちます。また、活動報告の作成や情報収集などこれまで多くの時間を要していた作業をAIが支援することで、地域活動者や支援者が本来の“人と向き合う時間”が確保でき、日常業務の効率化が期待されます。

AIの活用は、地域福祉の理念である「住民主体の地域づくり」を置き換えるものではありません。「人を支え、より良い支援につなげる技術」として、地域の支え合いをより豊かにする“道具”のひとつです。賢く活用することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりの力となるでしょう。

※チャットGPTに「地域福祉活動におけるAIの活用」について質問した回答をコラムとしました。

※下線部は巻末(P58～)に説明があります。

第5章 計画の実現のために

1 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、基本項目の「地域において目指すこと」を地域住民、関係機関・団体などが効果的に取り組めるように、市社協の担当部署が責任を持ち、基本項目の「主な取組み」やその他の事業を実施します。

市社協担当部署は、その実施状況を取りまとめ、各区の地域福祉活動者の代表者及び地域福祉に関する関係機関・団体、学識経験者などからなる総合企画委員会に報告し、点検・評価を受け、それを踏まえて計画の推進及び進行管理を行います。

2 計画の評価と考え方

1 評価の基本方針

本計画は、2040年を見据えた2030年までの5カ年計画として位置付けています。地域福祉活動計画の多くは、地域住民や校(地)区社協の活動者などボランティアによって行われることや、多様な主体が連携・協働し生み出されるものであることから、定量的な評価になじまない活動があります。また、人口が減少傾向にあることも含め、定量的な評価のみにとらわれると、その取組みの中での気づきや変化・成長が見落とされるおそれがあります。

そこで、本計画における評価は、単に活動量や参加人数の増加を目的とするのではなく、地域の実情に即した取組みの質の向上、住民参加の広がり、地域の協働の深まりを重視します。

2 定性評価（質的評価）

定性評価では、地域の変化や取組みの質を把握するため、活動に参加した人の声や、住民参加の広がりなどの情報を収集します。収集の仕方は、総合企画委員会の委員及び市社協の担当部署の取組みを取りまとめることとします。

【定性評価の例示】

基本目標Ⅰ

- ・福祉への理解や関心の深まり、情報発信により参加した層の声
- ・新規担い手の参加理由、若者や障害のある人が関わりやすくなる工夫
- ・居場所に参加した後の行動の変化、多様な立場での参加の事例 など

基本目標Ⅱ

- ・ちょっとした困りごとへの気づき、新たな小地域福祉活動の事例
- ・相談者の声（安心感や信頼感）、困りごとが改善したケースの対応事例
- ・災害時の連携体制の強化、高齢者・障害のある人が支援を受けやすい工夫 など

基本目標Ⅲ

- ・多様な団体が協働したプロセス、多機関で資源開発した事例
- ・寄付者からの声、組織運営の改善、コミュニティソーシャルワーカー配置による地域の変化
- ・調査から見える課題、新規の取組み、調査結果をもとに改善された事例 など

3 定量評価（量的指標）

定量評価では、活動の到達状況を把握するため、主に市社協各部署の「主な取組み」の中で定量化できる数的データを活用して示します。

No.	基本項目	定量評価		
		項目	R6	R12
基本目標Ⅰ	①福祉への理解・関心を高める	実施回数及び受講者数 ①出前講演 ②ふくしの出前授業	①111回、3,532人 ②31回、2,528人	増加
	②地域福祉を支える人を育てる	登録者数または参加者数 ①福祉協力員（人口1万人あたり） ②夏ボランティア活動	①68.3人 ②24人	増加
	③参加のきっかけづくり	住民の社会参加やつながりづくりの数値は正確に捉えることが困難なため、関係性の深まりや参加後の意識変化など、質的な成果として定性評価のみとします。		
基本目標Ⅱ	①小地域福祉活動の活性化	連絡調整会議の定期的な開催校(地)区数	126校(地)区	155校(地)区

No.	基本項目	定量評価		
		項目	R 6	R 12
基本目標Ⅱ	②困った時の相談支援	終活相談件数	73件 ※R6は週1回の相談	660件
	③災害に備えた体制づくり	災害ボランティア登録者数	429人	増加
基本目標Ⅲ	①様々な困りごとに寄り添う体制・ネットワークづくり	多様な主体が連携して課題解決に取り組むプロセスは、数値化しにくい要素が中心となります。また、地域ごとに連携内容や課題の性質も大きく異なるため、協働のプロセスや多機関での協働事例などの定性評価とします。		
	②基盤強化に向けた取組み	社協の賛助会員数及び寄付件数	2,973人・団体	増加
	③未来を見据えた協議	調査内容	件数ではなく、調査件名を毎年公表します。	

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

参考資料

北九州市地域福祉活動第7次計画 策定経過

本計画は、地域福祉活動に関係する地域団体をはじめ、社会福祉施設、企業、ボランティア、行政などとの意見交換を重ね、今後5カ年の本市の地域福祉活動の指針となる計画策定について、北九州市社会福祉協議会の常設委員会「総合企画委員会」で協議を行いました。

1 北九州市社会福祉協議会 総合企画委員会 委員名簿

※敬称略

選出区分	所属名	役職名	氏名	備考
区社協運営 委員会委員	門司区社会福祉協議会運営委員会	会長	山下 洋介	
	若松区社会福祉協議会運営委員会	委員	結城 章生	副委員長
施設関係者	北九州高齢者福祉事業協会	理事	和田 恵子	
	北九州市保育所連盟	副会長	伊賀良 昌宏	
企業・労働 組合 関係者	北九州商工会議所	会員 サービス部 次長	藤井 大作	
	連合福岡北九州地域協議会	事務局長	遠藤 禎幸	
	北九州青年会議所	監事	竹内 陽平 徳永 大典	令和7年 12月31日まで 後任として就任
ボランティア・ NPO関係者	北九州NPO研究交流会	運営委員	大石 真純	
	Smileネットワーク北九州	理事長	山縣 郁子	
	北九州市障害福祉ボランティア協会	地域福祉活動 担当理事	古賀 由美子	
民間団体 関係者	北九州市民生委員児童委員協議会	筆頭副会長	森野 恵子	令和7年 11月30日まで
		理事	三橋 絹子	後任として就任
	北九州市老人クラブ連合会	副会長	中嶋 睦夫	
	子ども・若者応援センター「YELL」	センター長	村上 博志	
行政関係者	保健福祉局地域共生社会推進部 地域福祉推進課	課長	田津 真一	
学識経験者	福岡県立大学	教授	村山 浩一郎	委員長
	北九州市立大学	地域創生学群 准教授	村江 史年	

2 北九州市社会福祉協議会総合企画委員会での協議事項

	開催日	主な協議内容
第1回	令和7年 8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 正副委員長の選任について ● 地域福祉活動計画の概要及び総合企画委員会の取り組みについて ● 第六次計画の点検・評価について ● 第7次計画の位置づけについて ● 第7次計画策定に向けた地域福祉の現状と課題について
第2回	令和7年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回総合企画委員会の振り返りについて ● 第7次計画の基本計画（体系図）について ● 第7次計画の評価方法について ● 第7次計画に関する委員への意見聴取について
第3回	令和7年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7次計画に関する委員への意見聴取の結果について ● 第7次計画素案について ● 今後の策定の進め方について
第4回	令和8年 2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント及び理事・評議員等からの意見について ● 北九州市地域福祉活動第7次計画最終案について ● 今後の配布計画について ● 北九州市社会福祉協議会令和8年度の事業計画（案）について

3 北九州市地域福祉活動第7次計画に関する意見聴取状況

本計画を策定するにあたり、市・区の地域福祉活動をより推進していく計画となるよう、市・区社協会長との意見交換会を実施しました。また、地域住民をはじめ、社会福祉施設、関係機関・団体、行政などと連携して計画的に活動に取り組むため、意見聴取を実施しました。

（1）北九州市地域福祉活動第7次計画策定における市・区社協会長懇談会

- 実施期間 令和7年10月23日
- 意見聴取先 北九州市社会福祉協議会 各区運営委員会会長

（2）北九州市地域福祉活動第7次計画（素案）に関する意見聴取


- 実施期間 令和7年12月26日～令和8年1月23日
- 意見聴取先 ・北九州市社会福祉協議会理事、評議員
・市民への意見公募（パブリックコメント）

用語説明集

行	用語	解説
A	AI（人工知能）	人間のように学習・判断・推論などを行うコンピュータ技術です。大量の情報をもとに自動で分析や予測を行い、業務の効率化や課題解決に役立ちます。福祉分野でも相談支援や見守りなどへの活用が進んでおり、地域の見守りやつながりづくりなど、様々な分野への応用も期待されています。
S	SDGs	➡5ページ
あ	赤い羽根共同募金	敗戦による深刻な社会的・経済的混乱の中で、親をなくした子どもたちの支援などを目的として昭和22年に始まりました。赤い羽根共同募金の特色は、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、寄付金が「寄付された地域で活用される福祉財源」となることです。寄付された地域で支援を必要とする子ども・障害のある人・高齢者をはじめ、ひとり親世帯、生活困窮世帯などの支援に活用されています。また、近年頻発する自然災害での被災者復興支援やコロナ禍での子どもや居場所を失った人への緊急活動応援などにも役立てられています。
	アクセシビリティ	➡40ページ
い	委託事業	市社協では、社会福祉の専門団体として、市等から様々な事業を受託しています。事業の実施にあたっては、委託先と協議を行い、本市の地域福祉活動に資するよう取り組んでいます。 【令和7年度の委託事業一覧】※50音順 ウェルとばた管理事業、介護サービス相談員派遣事業、介護支援ボランティア事業、高齢者地域交流支援通所事業、高齢者見守りサポーター派遣事業、市民後見人支援事業、重層的支援体制整備事業（伴走型支援・参加支援）、生活支援体制整備事業、生活福祉資金貸付事務事業（生活福祉資金貸付事務・特例貸付債権管理事務）、生活困窮者自立相談支援事業、認知症サポーターキャラバン事業
	インクルーシブ	年齢・障害・国籍などの違いに関わらず、誰もが地域の一員として尊重され、参加しやすい環境をつくる考え方です。多様な背景をもつ人々が支え合い、安全に安心して暮らせる地域づくりを目指すものです。
う	ウェルクラブ活動	地域の宝である子どもたちに「ふれあいネットワーク活動」などを体験してもらうことによって、次の世代の子どもたちと保護者などの世代に対して、福祉の風土づくりを進めるものです。この子どもたちの活動を、Well（適切、親切）・Welcome（歓迎）・Welfare（福祉）をイメージして「ウェルクラブ（Wellclub）」と名づけています。
	腕自慢おまかせサービス	65歳以上の高齢者のみの世帯または障害のある人のみの世帯の家具の移動や網戸の張替えなど、生活上のちょっとした困りごとに対し、市民や企業のグループなどがボランティアとして趣味・特技を活かしたお手伝いをしています。
か	介護サービス相談員派遣事業	利用者とサービス提供事業者との間での「契約」に基づくサービスを利用する介護保険制度での枠組みの中、利用者の権利擁護とサービスの質的向上を目的に厚生労働省が本事業を創設しました。定期的に相談員を事業所に派遣し、信頼関係を築きながら利用者の不安や疑問に寄り添い、事業者とともに問題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。

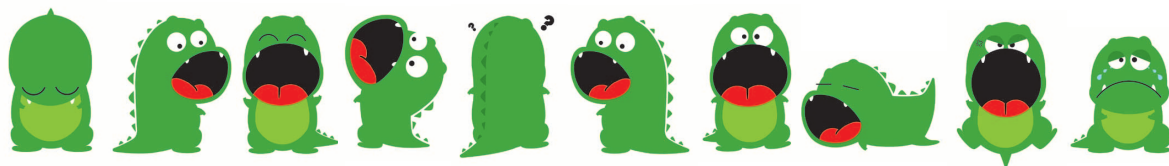
行	用語	解説
き	きたきゅうプチボ ラねっと	北九州市内で活動するボランティアグループに関する情報を検索できるWEBシステムです。ボランティア活動保険に加入し、情報公開に賛同している約370団体（令和7年度現在）の情報を掲載しており、活動場所や活動内容等から検索できます。ボランティア活動に興味のある人やボランティアの協力をお願いしたい人とボランティアグループが容易につながり、市内のボランティア活動がより活発になることを目指しています。
	キャラバン・メイト	認知症サポーター養成講座の講師のことを指します。キャラバン・メイトになるためには、キャラバン・メイト養成研修を受講し修了することが必須です。市内では主に、介護経験者や介護事業所の職員、医師などの皆さんに担っていただき、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりにご協力いただいています。
こ	合理的配慮	➡15ページ
	高齢者地域交流支 援通所事業	市内に居住する65歳以上の高齢者が、できるだけ長く地域で自立した生活ができるよう、健康や生きがいづくりに役立つプログラムを市内50カ所の市民センターで週2回実施しています。介護予防運動のほか、習字や絵手紙などの生きがい活動もあり、各市民センターで様々なバリエーションに富んだプログラムを提供しています。
	高齢者見守りサ ポーター派遣事業	認知症などにより見守りが必要な在宅高齢者を介護する家族などの負担を軽減するため、高齢者に寄り添い見守りや話し相手などを行う見守りサポーターをその居宅に派遣する事業です。利用申込があれば、対象者宅に訪問調査に伺い、対象者の状況や見守りサポーターが活動する上で留意する点などについて確認しています。
	孤独・孤立	「孤独」とは主観的概念であり、ひとりぼっちである精神的な状態を指し、「孤立」とは客観的概念であり、つながりや助けのない状態を指します。孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面において、誰にでも起こりうるものです。
	コミュニティソーシャルワーカー	➡50ページ ※CSWと表記することもあります。
	コロナ特例貸付 フォローアップ事 業	令和2年からのコロナ禍で実施された特例貸付を利用した人のうち、償還が滞っている人や応答のない人などに対し、償還免除や猶予などの制度に関する情報提供を行うとともに、生活上の相談支援や適切な窓口の紹介などを行っています。
さ	災害時相互協力協 定	平成27年度より、市内の経営者団体や労働組合、生活協同組合などとの協定を進め、定期的な連絡会を開催するとともに、当会が行う研修などにも参加をいただき、有事に備えた連携・体制づくりを継続して行っています。
	サロン活動	住民同士が気軽に集い、交流できる場です。高齢者や子育て世代、障害のある人など、様々な人々が参加し、ふれあいや情報交換を通じて、孤独・孤立を防ぎ、地域のつながりを深めます。 サロンでは、お茶を飲みながらの談話、健康体操、趣味活動、介護や健康に関する講座など、地域のニーズに合わせた多彩なプログラムを実施しています。
	賛助会員	市社協が行う活動にご賛同いただき、活動を財政面で支えてくださる個人及び企業・法人のことです。 ご賛同いただいた賛助会費は、市社協の行う事業、155の校(地)区社会福祉協議会の活動支援などに活用されています。
し	社会福祉大会	市民及び福祉関係者、ボランティアなどが一堂に会し、社会福祉に関する課題の解決に向けた決意を新たにするとともに、永年にわたり社会福祉の発展に功績などのあった方々に感謝と敬意を表し、本市における福祉活動のさらなる普及と社会福祉の一層の充実を図ることを目的に開催される大会です。

行	用語	解説
し	終活あんしんサポート事業者登録制度	市民が終活に取り組むときに、信頼できる事業者を安心して選択できるように市社協が創設しました。登録された事業者の情報を紹介し、安心して終活に関する相談やサービスを受けられる環境づくりを推進することで、市民の「最期まで自分らしく」生きる権利を支える制度です。
	重層的支援体制整備事業	年齢や分野を問わず、生活に課題を抱える住民を地域全体で支えるしくみです。相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に進め、誰もが安心して暮らせる包括的な支援体制を整備します。
	小地域福祉活動計画	校(地)区社協が中心となり、住民や地域団体・関係機関等に呼びかけて策定する、校(地)区の地域福祉活動に関する中期(5カ年)の計画です。 将来のまちの姿を描き、地域の福祉課題や資源も見つけながら、みんなで話し合って計画を策定・推進しています。
	シルバーひまわりサービス	在宅で生活されている65歳以上の介護保険の要介護認定(要支援1から要介護2まで)された人で、他の交通手段の利用が困難な人を対象に、ボランティアが2人1組で福祉車両を使用し、外出支援を行っています。
せ	生活困窮者自立相談支援事業	収入の減少や病気など、多様で複合的な課題により、生活に困りごとや不安を抱える人を対象に、生活保護に至る前に相談支援を行う事業です。相談支援員が状況を丁寧に聞き取り、本人と一緒に課題を整理しながら支援プランを作成します。関係機関と連携し、包括的かつ計画的な支援を行うことで、自立の促進を図っています。
ち	地域生活支援相談員	公的な福祉サービスだけでは対応の難しい、制度の狭間にいる人の生活支援ニーズ・地域生活課題に対応するため、校(地)区社協など地域と連携して、地域活動の拠点となる場(市民センター、公民館など)に配置された市社協の職員です。
	地域における公益的な取組	社会福祉法人はこれまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークなどを活かしながら地域と連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。 市社協では各種別社会福祉施設協議会と取組みの推進に関する協定を締結し、校(地)区社協と専門的な支援を可能とする社会福祉施設が連携を強め、地域福祉を推進しています。
て	テーマ型ボランティア・市民活動者の育成	具体的な活動につながるように、子どもや高齢者、障害のある人への支援や、災害ボランティアなど、活動のテーマを決めてボランティア・市民活動者の養成講座を行い、ボランティア・市民活動者を育成しています。
と	当事者団体	高齢者や障害のある人、介護者の他、何らかの生活課題を抱えた当事者の仲間づくりや情報交換、課題解決や改善に向けた活動に取り組む団体です。
	戸畑駅前地区防災相互応援協定	JR戸畑駅、イオン戸畑店、福岡銀行戸畑支店、市社協の4者間で、「戸畑駅前地区防災相互応援協定」を締結することで、大規模災害時には公共交通機関を利用されている帰宅困難者の受け入れや、物資の供給を迅速かつ円滑に行える体制をとっています。
に	認知症サポーター養成講座	誰もがなりうる認知症についての正しい理解と接し方を学び、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうための講座です。受講料は無料で、講座時間は通常、基礎編と応用編でそれぞれ90分です。10名以上で会場確保が可能な団体には講師を派遣し、個人受講の場合は定期的に講座を開催しています。

行	用語	解説
ふ	福祉教育推進プラットフォームフォーム	➡36ページ
	福祉協力員	民生委員・児童委員等と協力して、支援が必要と思われる世帯を見守る地域のボランティアです。 市社協会長が委嘱し、校(地)区社協が概ね50～100世帯に一人を目安に配置します。 困っていることを見つけることと、問題解決につながる活動や関係機関につなげること、自分で学習した情報を届けることを主な役割としています。
	プチボザウルス	市社協のマスコットキャラクターです。 生年月日：2003年7月23日 愛称：プチボ 好きなもの：子どもたちの笑顔、クッキー 特技：笑顔づくりのお手伝い 趣味：ボランティア活動 
	プラットフォームの強化	地域住民だけでは解決できない課題に対して、テーマ性や専門性を有するNPO法人や企業、大学、当事者団体などと連携して解決に取り組むため、各セクター間でのニーズとシーズ（提供できること）を交換・共有できる場を設定し、小地域福祉活動におけるつながりを構築します。
	ふれあいネットワーク活動	市内の155校(地)区社協が中心となって「見守り」、「話し合い」、「助け合い」の3つのしくみを進める住民主体の小地域福祉活動です。 →見守りのしくみ 福祉協力員が民生委員・児童委員などと連携し、支援が必要と思われる世帯を見守っています。 →話し合いのしくみ（連絡調整会議） 見守りや助け合いで把握した困りごとを共有・解決するために、校(地)区社協が関係機関・団体と一緒に話し合いを行います。 →助け合いのしくみ 見守りで発見した生活の困りごとに対し、ニーズ対応員など、地域住民が手助けをしています。 ニーズ対応員は見守りで発見した困りごとに対し、日常簡易な手助けを行う地域のボランティアです。 ➡42ページ
ま	まちかど介護相談室	平成30年10月15日付で北九州市と公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会が締結した「地域の身近な相談拠点に関する協定」に基づき、身近で気軽に立ち寄れる介護などの相談窓口として、北九州高齢者福祉事業協会の会員施設約50か所に「まちかど介護相談室」が設置されています。 相談室では、各施設の職員が無料で電話や面談を行い、介護や介護予防などの相談に応じています。
み	身近な居場所	居場所とは、高齢者、障がいのある人、子どもをはじめ、地域住民の誰もが気楽に立ち寄ることができ、自由な時間を過ごすことができる場所のことです。 お茶を飲みながら談笑したり、趣味の手芸等をしたり、体操やゲームをしたりと様々な活動がその場所で行われ、地域住民の交流による孤立防止や生きがいづくりに繋がっています。 【身近な居場所の例】※50音順 いこいの家、公民館、個人の家、市民センター、集会所 など

行	用語	解説
み	民生委員・児童委員	<p>住民の抱える様々な困りごとに対して、地域の「身近な相談役」として活動するボランティアで、市内で約1,500名が厚生労働大臣から委嘱され、活動しています。</p> <p>自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者、障害のある人、子育て世帯などの見守りなどにも重要な役割を果たしています。</p>
ろ	老人クラブ	<p>地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、市内に約30,000人の会員がいます。概ね60歳以上の高齢者30名で単位クラブを結成し、仲間づくりを通じて「健康・友愛・奉仕」の全国三大運動を中心に、地域の諸団体と協働して明るい長寿社会づくりに努めています。</p> <p>会員による「友愛訪問活動」では、友愛訪問員が対象者宅へ“よき友人”として定期的に訪問し、安否確認と話し相手となる支えあい活動を基本に取り組んでいます。</p> <p>また、必要に応じて、手づくり弁当やおやつの配食などの日常生活の困りごと支援も行っています。</p>

みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり



北九州市社会福祉協議会

総務企画部	総務課・財務企画課	TEL 882-4401	FAX 882-3579	
	ウェルとばた管理課	TEL 871-7200	FAX 871-7211	
地域福祉部	地域支援課	TEL 882-4425	FAX 873-1351	
	活動推進課 (ボランティア・ 市民活動センター)	活動推進担当	TEL 881-0110	FAX 881-9680
		研修担当	TEL 881-6321	FAX 881-6306
	各区事務所	※下記に記載		
生活支援部	生活福祉課・自立支援課	TEL 873-1296	FAX 873-1351	
	権利擁護課 (権利擁護・市民後見センター「らいと」)	TEL 882-4914	FAX 882-2266	
	終活あんしんセンター	TEL 882-6211	FAX 882-2266	
	生活福祉資金相談コーナー	TEL 882-4405	FAX 871-4585	
北九州シニア ネットワークアカデミー	年長者研修大学校 周望学舎	TEL 591-2626	FAX 591-2629	
	年長者研修大学校 穴生学舎	TEL 645-6688	FAX 645-6661	
	穴生ドーム	TEL 645-6691	FAX 645-6661	

区事務所（区社会福祉協議会）

門司区	事務所（門司区社会福祉協議会）	TEL 331-3688	FAX 331-5994
	ボランティア・市民活動センター	TEL 322-2966	FAX 331-5994
小倉北区	事務所（小倉北区社会福祉協議会）	TEL 571-5452	FAX 571-9553
	ボランティア・市民活動センター	TEL 562-2051	FAX 562-2051
小倉南区	事務所（小倉南区社会福祉協議会）	TEL 951-5388	FAX 951-5391
	ボランティア・市民活動センター	TEL 951-5220	FAX 951-5391
若松区	事務所（若松区社会福祉協議会）	TEL 761-3422	FAX 761-3660
	ボランティア・市民活動センター	TEL 761-2208	FAX 761-3660
八幡東区	事務所（八幡東区社会福祉協議会）	TEL 681-6601	FAX 681-6013
	ボランティア・市民活動センター	TEL 662-0911	FAX 662-5671
八幡西区	事務所（八幡西区社会福祉協議会）	TEL 642-5035	FAX 642-5077
	ボランティア・市民活動センター	TEL 642-0407	FAX 642-5077
戸畑区	事務所（戸畑区社会福祉協議会）	TEL 871-3259	FAX 881-8557
	ボランティア・市民活動センター	TEL 881-8555	FAX 881-8557

